

北杜市人口ビジョン 北杜市総合戦略



平成27年9月 策定

平成29年3月 第1回改定

平成30年3月 第2回改定

山梨県 北杜市

はじめに

国では人口減少時代の到来と少子高齢化による社会構造の変化の中で「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、一億総活躍プランの取組と相互に連動しながら、地方創生を推進しております。本市においても、平成27年9月に策定した「北杜市人口ビジョン」及び「北杜市総合戦略」に基づき移住定住促進対策に取り組んでおります。

「市民のために、そしてより良い北杜市を創るために」という目的に向かって、「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツ」「女性の活躍」の5つの分野において取組を推進するため、今回、総合戦略を改定いたしました。

併せて、市民、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの立場で取り組み、生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指して、ここに「お宝いっぱい 健幸北杜」を宣言いたします。

最後になりましたが、「北杜市総合戦略」の改定にあたり、ふるさと創生会議で貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、多くの関係各位の皆様に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

北杜市長 渡辺 英子

目 次

第1章 北杜市人口ビジョン	1
1 基本的な考え方	3
1-1 策定の趣旨	3
1-2 計画期間	3
2 人口動向分析	4
2-1 総人口の推移	4
2-2 少子高齢化の進展	5
2-3 自然増減と社会増減の推移	7
2-4 年齢階級別の人口移動分析	8
2-5 人口移動の状況	10
3 人口減少とその影響	13
3-1 将来人口推計	13
3-2 人口減少の分析	17
3-3 老年人口比率推移	18
3-4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析	19
4 本市の将来展望	22
4-1 人口の将来展望	22
4-2 目指すべき将来の方向	23
第2章 北杜市総合戦略	25
1 基本的な考え方	27
1-1 策定の趣旨	27
1-2 総合戦略の目的と位置付け	27
1-3 総合戦略の推進方法	28
1-4 計画期間	28
2 基本方針	29
2-1 目指すべき姿	29
2-2 重点プロジェクト	30
3 施策の展開	32
I 若者応援プロジェクト	32
① 子育て支援等の充実	33
② 子育て親子の交流の機会の充実	34
③ 郷土を愛する人材育成の推進	35
④ 子育て情報の発信	36
II 住まいづくりプロジェクト	37

① 周辺自治体との連携	38
② ニーズに合った住宅の整備	38
③ 住宅取得等の支援制度の充実.....	39
④ 空き家の利活用促進	39
⑤ 住まいに関する情報発信	40
Ⅲ 雇用創出プロジェクト.....	41
① 地域雇用の推進.....	42
② 企業誘致等の推進	42
③ 企業の競争力強化支援.....	43
④ 「安全安心日本の台所」の推進.....	43
⑤ 産業振興に関する情報発信.....	44
Ⅳ 交流・観光プロジェクト.....	45
① 魅力ある観光まちづくりの推進	46
② 大学等との連携.....	47
③ 体験機会の創出.....	48
④ 交流機会の創出.....	48
⑤ 交流・観光に関する情報発信.....	48
Ⅴ 生活環境づくりプロジェクト.....	49
① 住みよい住環境づくりの推進.....	50
② 環境にやさしいまちづくり	51
③ 生涯学習の推進.....	51
④ 健幸長寿の推進.....	52
⑤ 地域づくりは人づくり	52
4 実施体制	53
4-1 総合戦略におけるP D C A体制.....	53
資料編.....	55
1 北杜市ふるさと創生本部設置要綱	56
2 北杜市ふるさと創生会議委員名簿.....	60
3 策定の経過	61

第1章 北杜市人口ビジョン

(平成27年～平成72年)

1 基本的な考え方

1-1 策定の趣旨

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、自治体においても、人口の現状分析と将来の展望を提示する「人口ビジョン」および地域の実情に応じた今後 5 カ年の施策の方向を提示する「総合戦略」を策定することとなりました。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、平成 22 年国勢調査における本市の人口 46,968 人が、今から 25 年後の平成 52 年には、約 33,000 人にまで減少すると推計されています。人口減少、少子高齢化の進行は顕著に現れており、人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持するために、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す北杜市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）を策定します。

1-2 計画期間

国の長期ビジョンの期間を踏まえ、平成 72 年までとします。ただし社会情勢等の変化を勘案しながら、より効果的な施策を展開していくため、適宜ビジョンの見直しを行います。

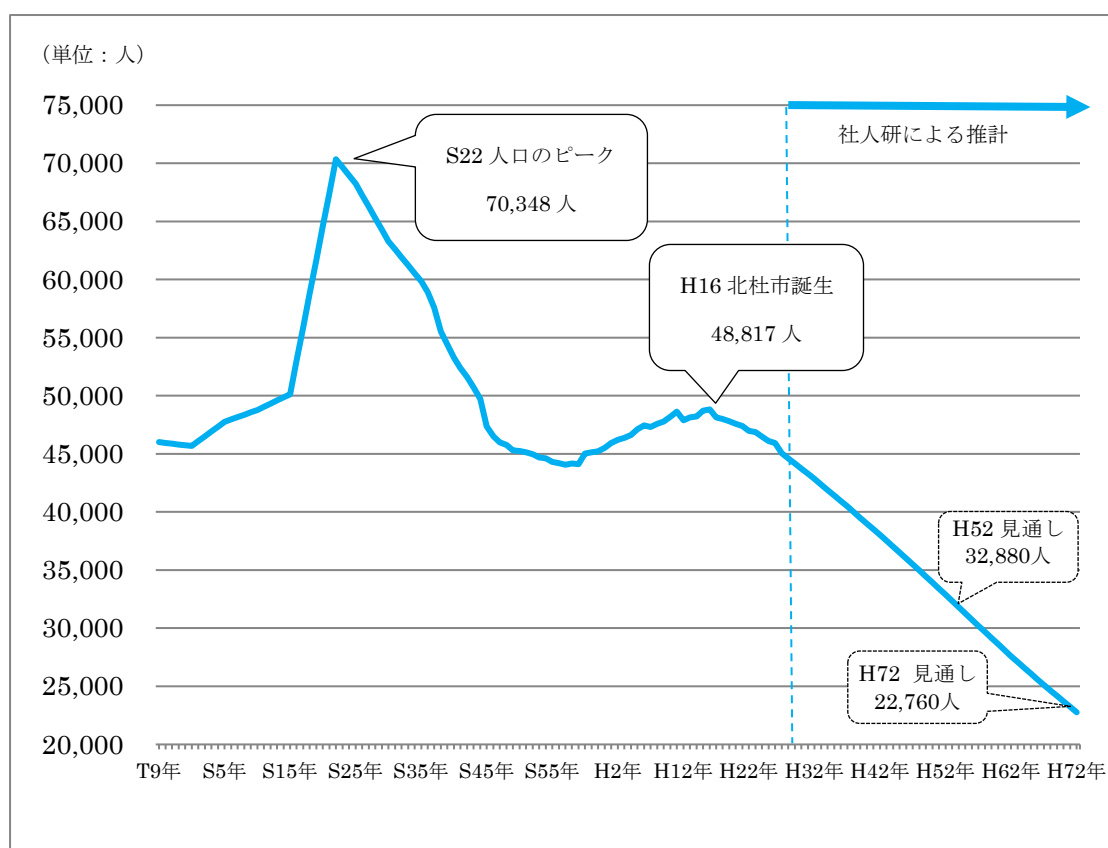
2 人口動向分析

2-1 総人口の推移

本市では、戦前から戦後にかけて人口が急増しましたが、昭和 22 年をピークに昭和 55 年頃まで人口は減少し続けました。これは、高度経済成長期において、若者が他の地域（特に首都圏）へ就職等により流出していったためと考えられます。その後、中央自動車道の全線開通の影響により、企業進出などに伴う首都圏からの人口流入があったと考えられ、平成 16 年までわずかながら人口が増加しています。

しかし、その後は再び減少に転じ、現在まで、人口減少が続いています。社人研による将来人口推計をみると、人口は減少の一途をたどり、平成 22 年の国勢調査では 46,968 人であった人口が平成 52 年には 32,880 人、平成 72 年には 22,760 人にまで減少する見通しとなっています。

■図表 1 人口の推移



(資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」)

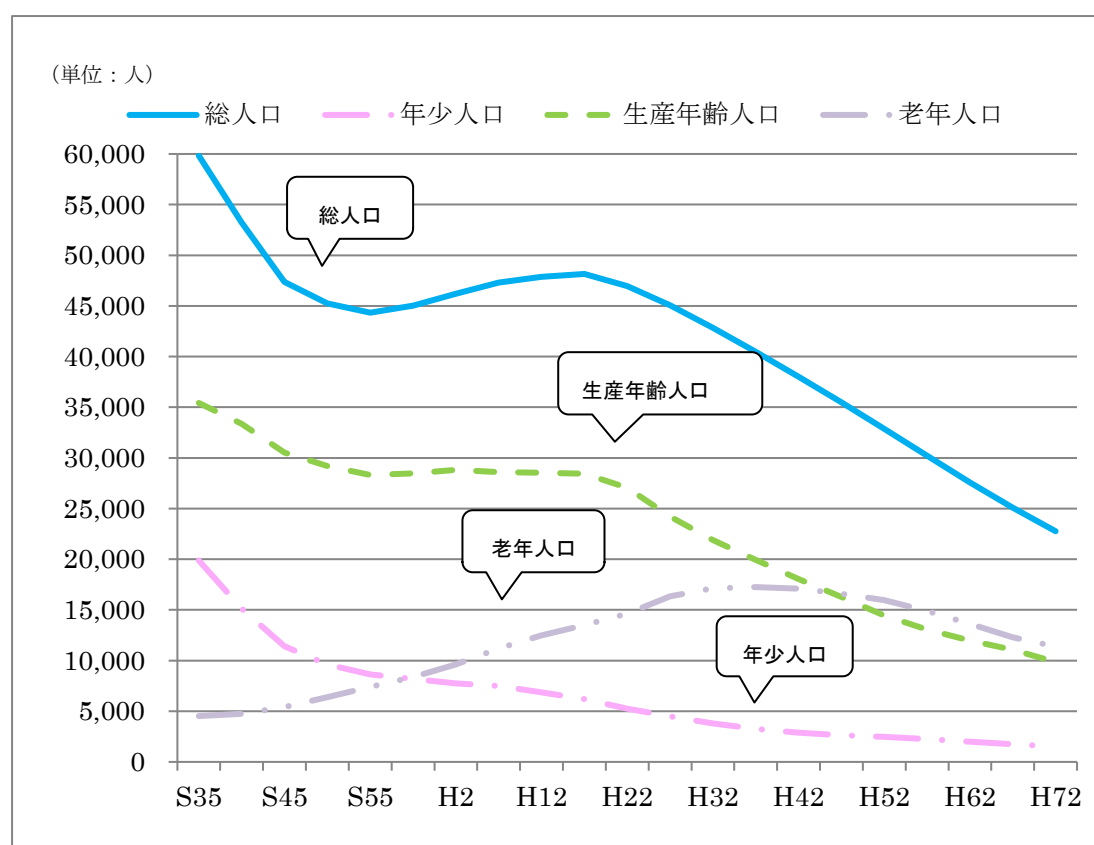
2-2 少子高齢化の進展

年少人口（15歳未満）は、昭和35年から昭和45年までの10年間で急激に減少し、さらに昭和45年から平成22年までの40年間も緩やかな減少を続けました。その結果、この50年間で年少人口は1/4にまで減少しました。

生産年齢人口（15歳～64歳）は、高度経済成長期において若者が他の地域（特に首都圏）へ流出したことを主要因に、昭和45年頃まで減少を続けましたが、「団塊ジュニア世代」の誕生により下げ止まり、近年まで横ばいで推移してきました。しかし、平成22年以降は再び減少に転じ、今後も減少が続く見通しとなっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入っていくこと、また、豊かな自然環境を求めて転入が増加したことから、一貫して増加を続けています。老年人口比率が1/3を占めるなか、若い世代が減少し続けることで、まちの活力低下が懸念されます。

■図表2 年齢3区分別人口の推移



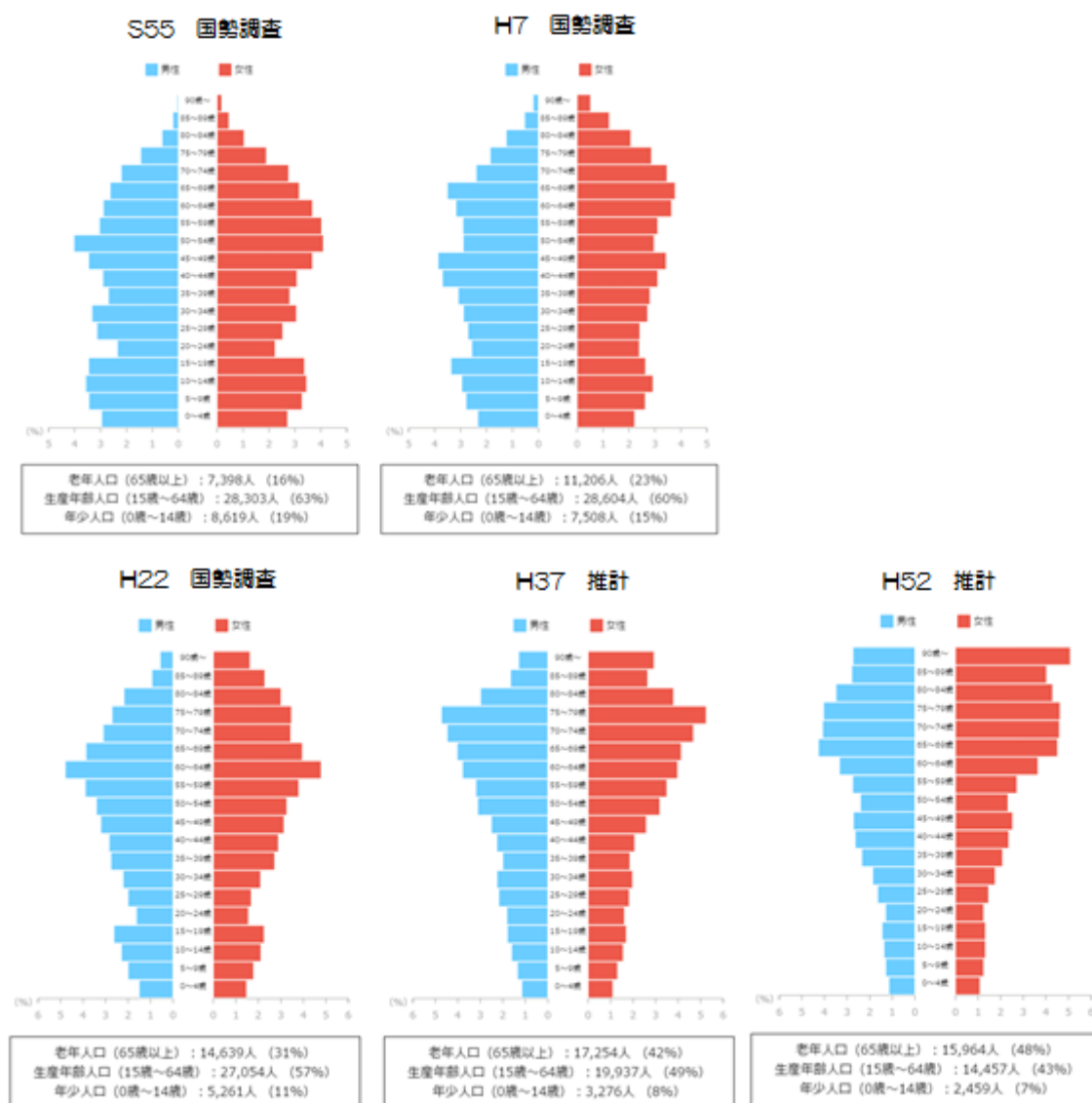
(資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」)

人口ピラミッドの推移をみると、昭和 55 年には生産年齢人口が多く老年人口が少ない「つぼ型」であったものが、ピーク年齢が少しずつ上昇し、平成 37 年には年少人口の減少と老年人口の増加により、「逆ピラミッド型」へと変化しています。

5 歳～9 歳の年齢層に注目すると、平成 22 年時点の 1,782 人から、平成 52 年時点では 835 人に減少しており、単純に計算すると、小学校の児童が約半数になります。

一方、65 歳以上人口は平成 22 年時点の 14,639 人から平成 52 年時点で 15,964 人に増加、75 歳以上人口も平成 22 年時点の 7,892 人から平成 52 年時点で 10,222 人に大きく増加する見通しにあります。今後、医療・介護の体制整備に加え、地域でいかに高齢者を支えていくかが課題となります。

■図表 3 人口ピラミッド



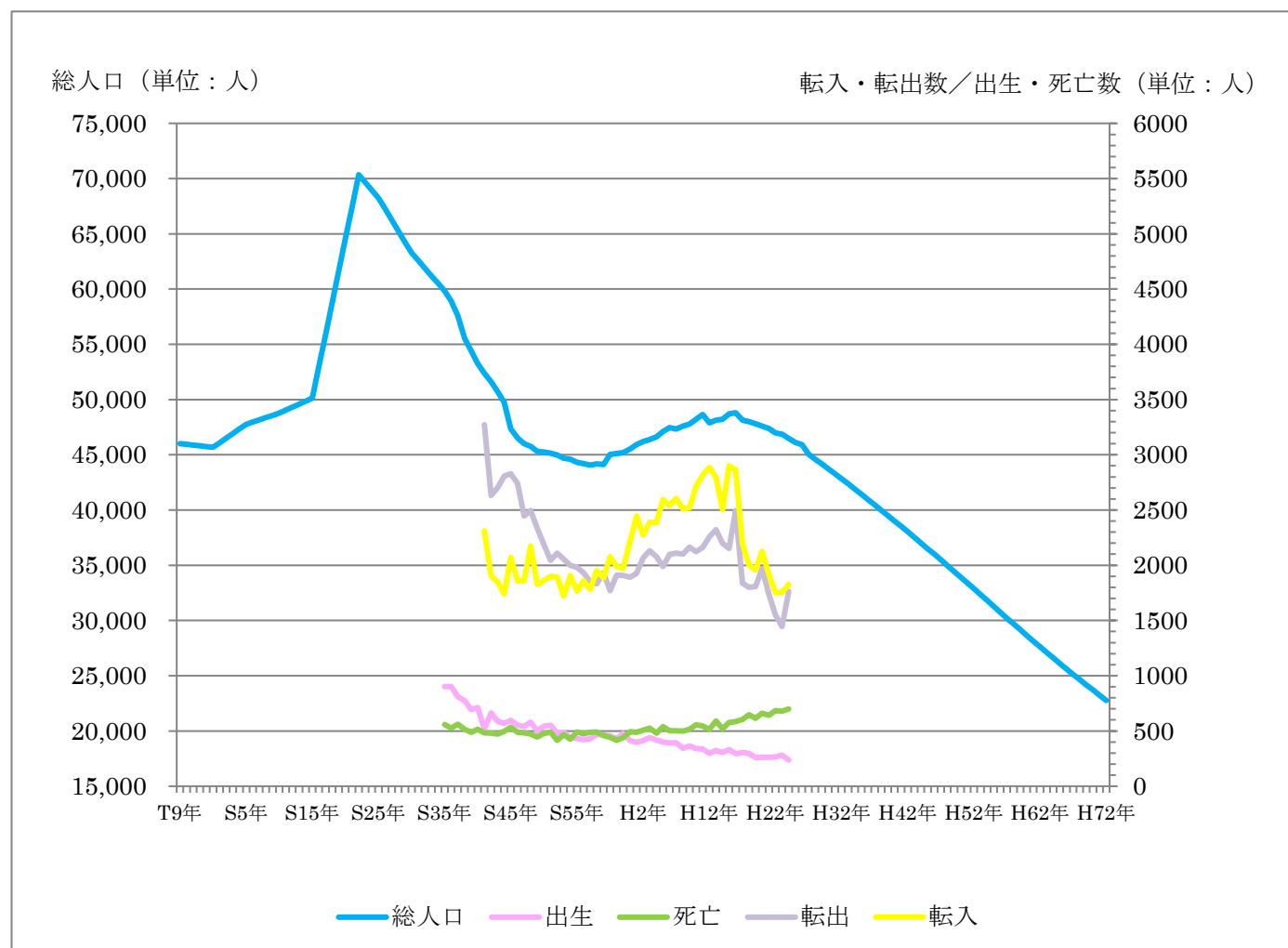
(資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」、地域経済分析システム「RESAS」)

2-3 自然増減と社会増減の推移

出生数と死亡数による「自然増減」については、未婚化および晩婚化の進展に伴う出生率の低下、子育て世代人口の減少等の影響で一貫して出生数が減り続けています。また、老年人口の増加を背景に、死亡数は増加を続けているため、昭和 55 年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

一方、転入数と転出数による「社会増減」については、昭和 57 年の中央自動車道の全線開通以降、首都圏からの人口流入がみられ転入超過となっています。転入・転出ともに年による変動はあるものの、ほぼ一貫して転入数が転出数を上回る「社会増」の傾向が続いています。

■図表 4 総人口及び自然増減、社会増減の推移



（資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」）

2-4 年齢階級別の人口移動分析

市内には大学がないため、進学や就職にともなう転出が著しく、市外進学者や就職した若者が戻ってくる割合も年々低くなってきています。これは、将来子どもを生み育てる世代が市外に流出し、それに伴い出生数が減少するという構造であることから、この年齢層の社会減をいかに食い止めるかが、人口回復に向けた大きなポイントといえます。

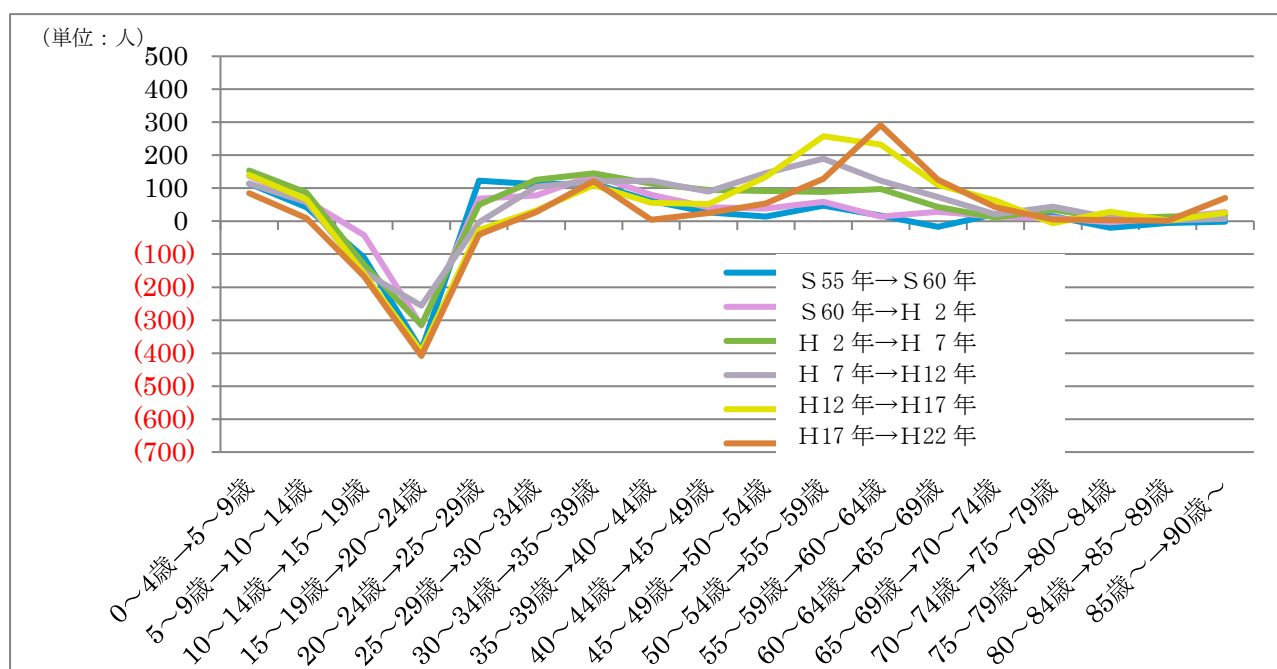
詳しく見てみると、15～19 歳から 20～24 歳になるときにみられる大幅な転出超過が、近年増加してきています。大学等への進学、就職に伴う転出が要因と考えられます。

なお、昭和 55 年から平成 7 年までの間、20～24 歳から 25～29 歳になるときにみられた転入超過は、市外進学者のUターンによるものですが、各時期の経済状況により超過幅に差が見られます。超過幅は、経済低迷の影響で徐々に少なくなり、女性では平成 7 年を境に転出超過に転じました。地方の雇用情勢の厳しさにより、首都圏への一極集中が進んでいると考えられます。

この近年の動きについては、各時期の経済状況が影響していると考えられ、平成 2 年から平成 7 年の「バブル崩壊」に始まり、平成 7 年から平成 12 年まで続くいわゆる「失われた 10 年」の経済の停滞、また、平成 17 年から平成 22 年は「リーマンショック」の影響などにより、雇用情勢の厳しさを反映しているものと考えられます（図表 5、図表 6 参照）。

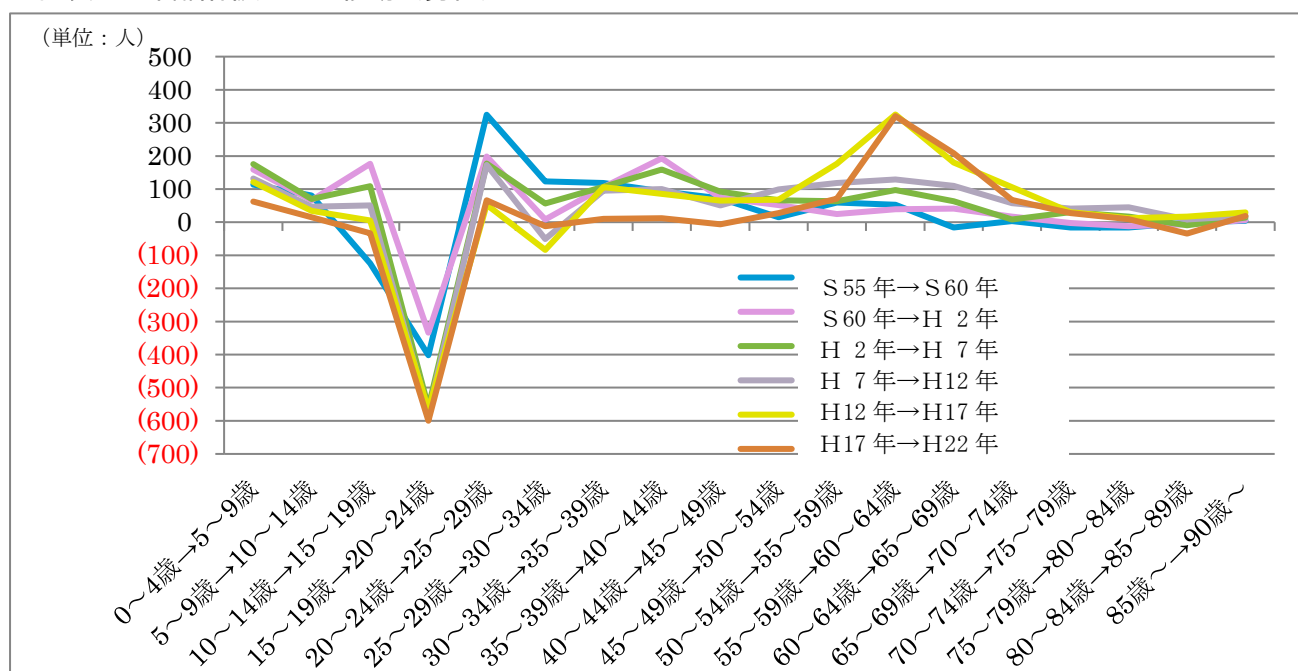
一方で、平成 12 年から平成 17 年、平成 17 年から平成 22 年にみられる、55～59 歳から 60～64 歳になるときの転入超過は、退職後に居住地を移してきているためと考えられます。また年代を追うごとに転入する方の年齢が高齢層にシフトしてきています。

■図表 5 年齢階級別人口移動（女性）



(資料：地域経済分析システム「RESAS」)

■図表 6 年齢階級別人口移動（男性）



(資料：地域経済分析システム「RESAS」)

2-5 人口移動の状況

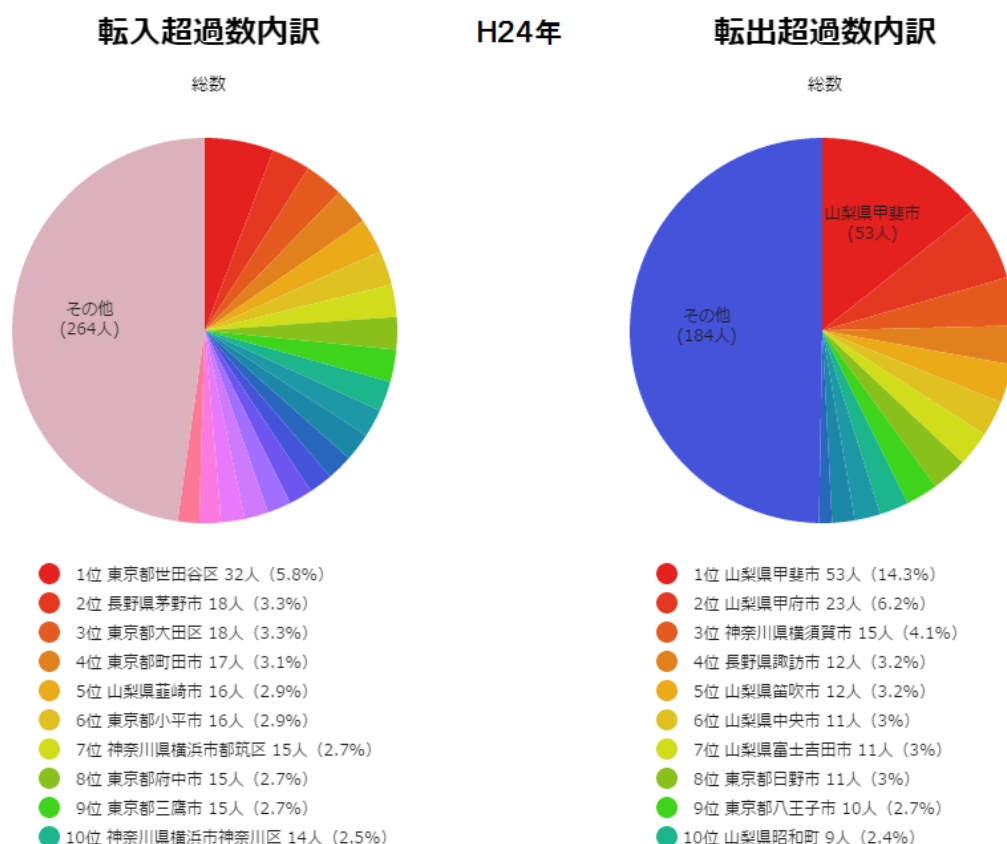
本市の人口移動の特徴として、山梨県の平均値と比べても、県外からの転入者の割合が高いことが挙げられます（参考：平成 24 年：北杜市 69%、山梨県 50%）。

本市への転入超過元市区町村について、直近の 3 年間の動向（延べ人数）をみると、東京都府中市 98 人、世田谷区 54 人、品川区 44 人の順となっており、東京都からの移住が多いことがわかります。首都圏からの近さが人気の要因の一つと考えられますが、近年では、神奈川県や関西地方からの転入者も見られるなど、地域的な広がりもうかがえます。

一方、本市からの転出超過先市区町村について、直近の 3 年間の動向（延べ人数）をみると、甲斐市 138 人、甲府市 56 人、諏訪市 25 人、日野市 25 人の順となっています。近隣市町村への転出が多いことから、勤務先や住宅事情によるものと考えられます。

なお、実際の転出入数が最も多いのは韮崎市ですが、転出数と転入数がほぼ均衡するため（参考：平成 24 年：転入数 153 人、転出数 148 人、平成 25 年：転入数 164 人、転出数 166 人、平成 26 年：転入数 138 人、転出数 142 人）、転出入超過データとしては表れていません。他に、転出入数が比較的均衡している市町村には、南アルプス市、笛吹市があります。

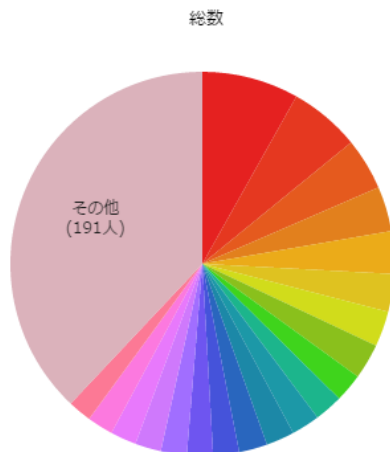
■図表 7 過去 3 年間の転入超過元・転出超過先



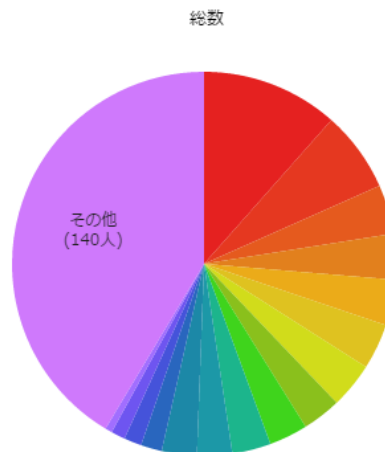
転入超過数内訳

H25年

転出超過数内訳



- 1位 東京都府中市 41人 (8.2%)
- 2位 東京都品川区 30人 (6%)
- 3位 東京都世田谷区 22人 (4.4%)
- 4位 山梨県富士河口湖町 19人 (3.8%)
- 5位 長野県富士見町 18人 (3.6%)
- 6位 東京都国立市 16人 (3.2%)
- 7位 東京都八王子市 15人 (3%)
- 8位 東京都新宿区 15人 (3%)
- 9位 山梨県中央市 12人 (2.4%)
- 10位 神奈川県川崎市麻生区 12人 (2.4%)

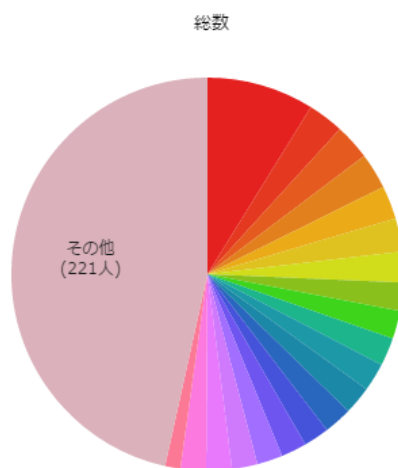


- 1位 山梨県甲斐市 39人 (11.5%)
- 2位 山梨県甲府市 23人 (6.8%)
- 3位 山梨県都留市 14人 (4.1%)
- 4位 長野県南牧村 13人 (3.8%)
- 5位 長野県諏訪市 13人 (3.8%)
- 6位 長野県松本市 13人 (3.8%)
- 7位 山梨県甲州市 13人 (3.8%)
- 8位 山梨県南アルプス市 11人 (3.3%)
- 9位 神奈川県川崎市多摩区 11人 (3.3%)
- 10位 東京都中野区 11人 (3.3%)

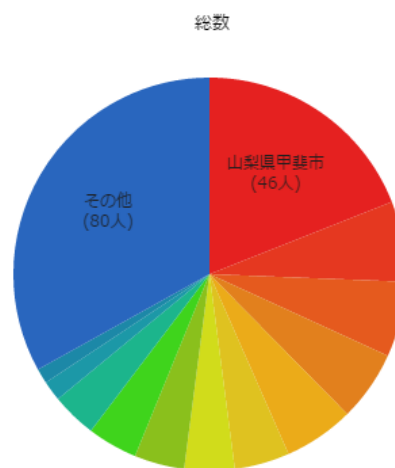
転入超過数内訳

H26年

転出超過数内訳



- 1位 東京都府中市 42人 (8.8%)
- 2位 山梨県中央市 14人 (2.9%)
- 3位 山梨県富士吉田市 14人 (2.9%)
- 4位 東京都品川区 14人 (2.9%)
- 5位 東京都町田市 13人 (2.7%)
- 6位 東京都八王子市 13人 (2.7%)
- 7位 神奈川県川崎市麻生区 12人 (2.5%)
- 8位 山梨県甲州市 11人 (2.3%)
- 9位 東京都小平市 11人 (2.3%)
- 10位 東京都江戸川区 11人 (2.3%)



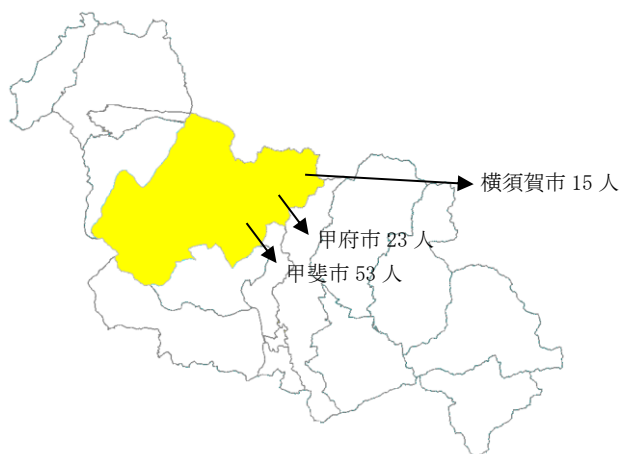
- 1位 山梨県甲斐市 46人 (19%)
- 2位 東京都杉並区 16人 (6.6%)
- 3位 長野県茅野市 15人 (6.2%)
- 4位 山梨県山梨市 14人 (5.8%)
- 5位 東京都日野市 14人 (5.8%)
- 6位 山梨県笛吹市 11人 (4.5%)
- 7位 山梨県南アルプス市 10人 (4.1%)
- 8位 山梨県甲府市 10人 (4.1%)
- 9位 東京都多摩市 10人 (4.1%)
- 10位 山梨県昭和町 9人 (3.7%)

(資料：地域経済分析システム「RESAS」)

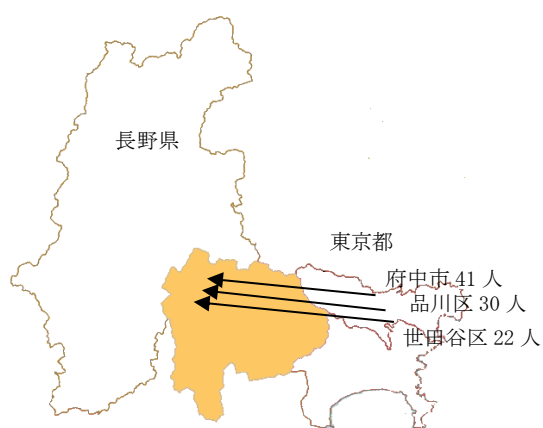
■図表 8 過去3年間の転入超過元・転出超過先状況（上位3地域）



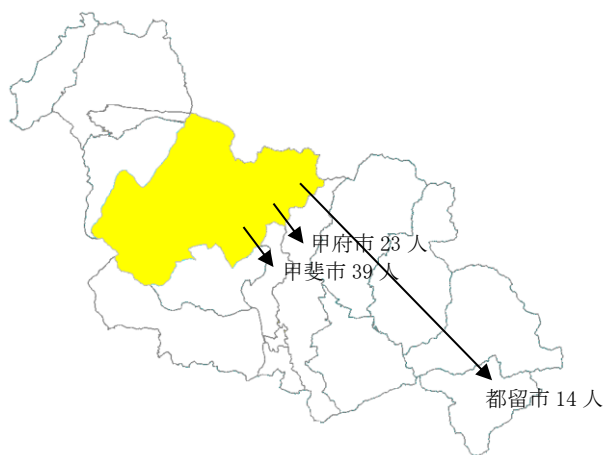
転入の動き（平成 24 年）



転出の動き（平成 24 年）



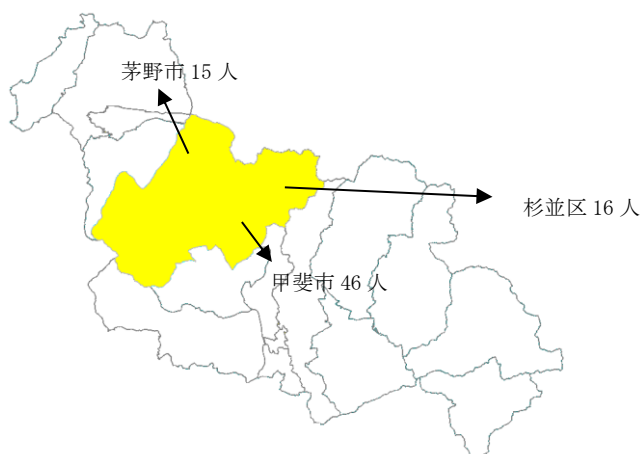
転入の動き（平成 25 年）



転出の動き（平成 25 年）



転入の動き（平成 26 年）



転出の動き（平成 26 年）

（資料：地域経済分析システム「RESAS」）

3 人口減少とその影響

3-1 将来人口推計

パターン1（社人研推計準拠）とパターン2（日本創生会議推計準拠）およびシミュレーション1、シミュレーション2の総人口の比較

人口減少を食い止めるために必要な要素を探るため、人口の推計に大きな影響を及ぼすと考えられる2つの要素「出生率」と「移動数」について、2種類の条件を設定し、シミュレーションを行いました。

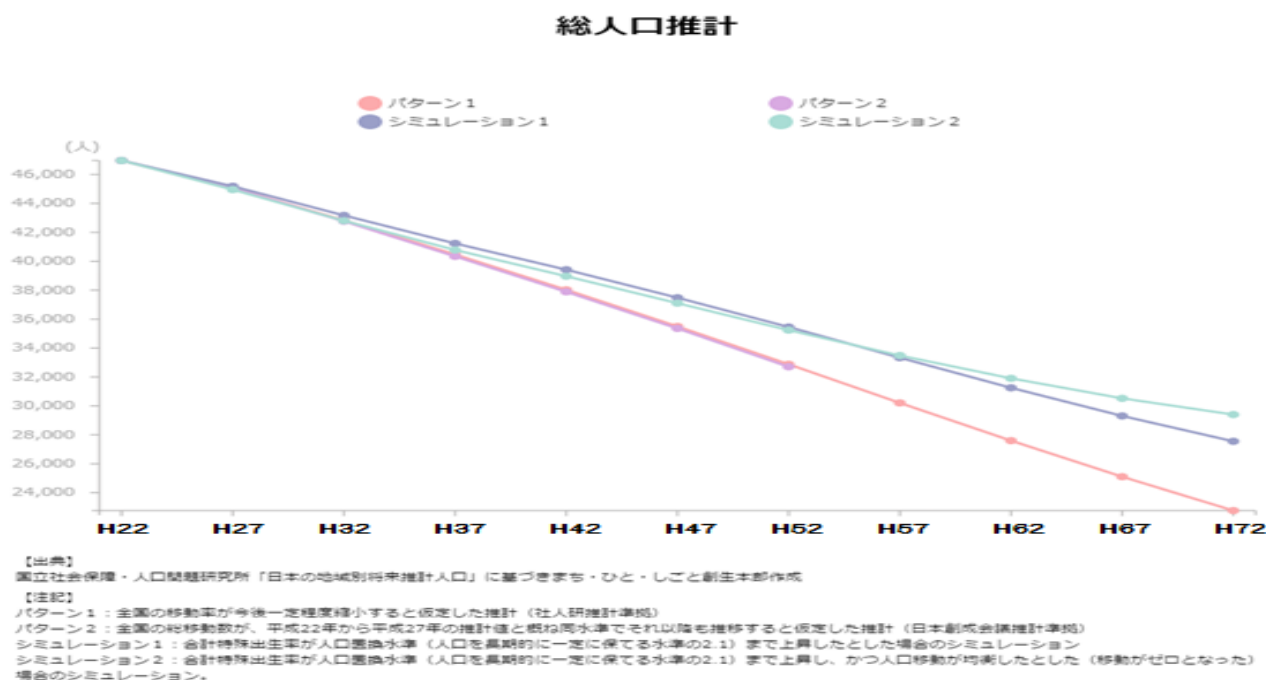
パターン1として示されている社人研による人口推計の特徴は、出生数および死亡数が全国に比準して推移する一方、移動は定率で縮小すると仮定したものです。

パターン2で示されている日本創成会議による人口推計の特徴は、出生数および死亡数が全国に比準して推移し、移動も現在と同水準で推移すると仮定したものです。

シミュレーション1の人口推計はパターン1を基本に、出生率が上昇すると仮定したものの、シミュレーション2の人口推計は、シミュレーション1のうち、移動がないものとして仮定した数値となります。

本市は、わずかな社会増の中、死亡数が出生数を大幅に上回る自然減の人口減少にあるため、平成17年から平成22年までの人口動向を勘案した将来の人口の推計では、パターン1、パターン2ともに人口減少が一層進む見通しとなっています。これと比較して、シミュレーション1およびシミュレーション2では、出生率の改善の効果により、人口減少幅がやや抑えられています。

■図表9 総人口推計



●パターン1（社人研推計準拠）

- ・主に平成17年から平成22年の人口の動向を勘案し、将来の人口を推計。
- ・移動率は、今後、全域的に縮小すると仮定。

＜出生に関する仮定＞

- ・原則として、平成22年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成27年以降、平成52年まで一定として市町村ごとに仮定。

＜死亡に関する仮定＞

- ・原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成17年→平成22年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。
- ・60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成12年→平成17年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。

＜移動に関する仮定＞

- ・原則として、平成17年～平成22年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、平成27年～平成32年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値を平成47年～平成52年まで一定と仮定（資料：地域経済分析システム「RESAS」）

●パターン2（日本創生会議推計準拠）

- ・社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。

＜出生・死亡に関する仮定＞

- ・パターン1と同様。

＜移動に関する仮定＞

- ・全国の移動総数が、社人研の平成22年～平成27年の推計値から縮小せずに、平成47年～平成52年まで概ね同水準で推移すると仮定。（社人研推計に比べて純移動率（の絶対値）が大きな値となる）

- シミュレーション1：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション。

- シミュレーション2：仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）のシミュレーション。

パターン1とシミュレーション1とを比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減の影響度）を分析することができます。また、シミュレーション1とシミュレーション2とを比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度（社会増減の影響度）を分析することができます。

今後の自然増減の影響度については5段階中「3（影響度 105～110%）」、社会増減については5段階中「1（影響度 100%未満）」と評価されます。自然増減の影響度がより大きいことを示しており、出生率の上昇につながる施策に取り組むことが、人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考えられます。

■図表 10 自然増減・社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度(※1)	シミュレーション1の平成52年推計人口 = 35,454（人） パターン1の平成52年推計人口 = 32,879（人） ⇒ 35,454（人）／ 32,879（人） = 107.8%	3
社会増減の影響度(※2)	シミュレーション2の平成52年推計人口 = 35,239（人） シミュレーション1の平成52年推計人口 = 35,454（人） ⇒ 35,239（人）／ 35,454（人） = 99.4%	1

(※1)：自然増減の影響度は、平成52年の総人口について、シミュレーション1の推計人口をパターン1の推計人口で除した割合を示します。この割合に応じて、以下の通り影響度について5段階で判定を行っています。

「1」＝100%未満、「2」＝100～105%、「3」＝105～110%、「4」＝110～115%「5」＝115%以上の増加

(※2)：社会増減の影響度は、平成52年の総人口について、シミュレーション2の推計人口をシミュレーション1の推計人口で除した割合を示します。この割合に応じて、以下の通り影響度について5段階で判定を行っています。

「1」＝100%未満、「2」＝100～110%、「3」＝110～120%、「4」＝120～130%、「5」＝130%以上の増加

なお、「1」＝100%未満には、「パターン1(社人研推計準拠)」の将来の純移動率の仮定値が転入超過基調となっている市町村が該当します。

山梨県内では、甲府市、昭和町、鳴沢村、富士河口湖町で、社会増減の影響が低く、自然増減の影響が比較的大きいという本市と同様の傾向が見られます。

■図表 11 自然増減・社会増減の影響度の県内一覧

		自然増減の影響度(平成 52 年)				
		1	2	3	4	5
						
社会増減の 影響度 (平成 52 年)	1 影響 小			北杜市、甲府市、昭和町、鳴沢村、富士河口湖町		
	2		山中湖村、小菅村、甲斐市、忍野村	市川三郷町、道志村、中央市、南アルプス市、笛吹市		都留市
	3		西桂町	富士吉田市、山梨市、韭崎市、甲州市、富士川町、丹波山村	上野原市	
	4			南部町、身延町		大月市
	5 影響 大			早川町		

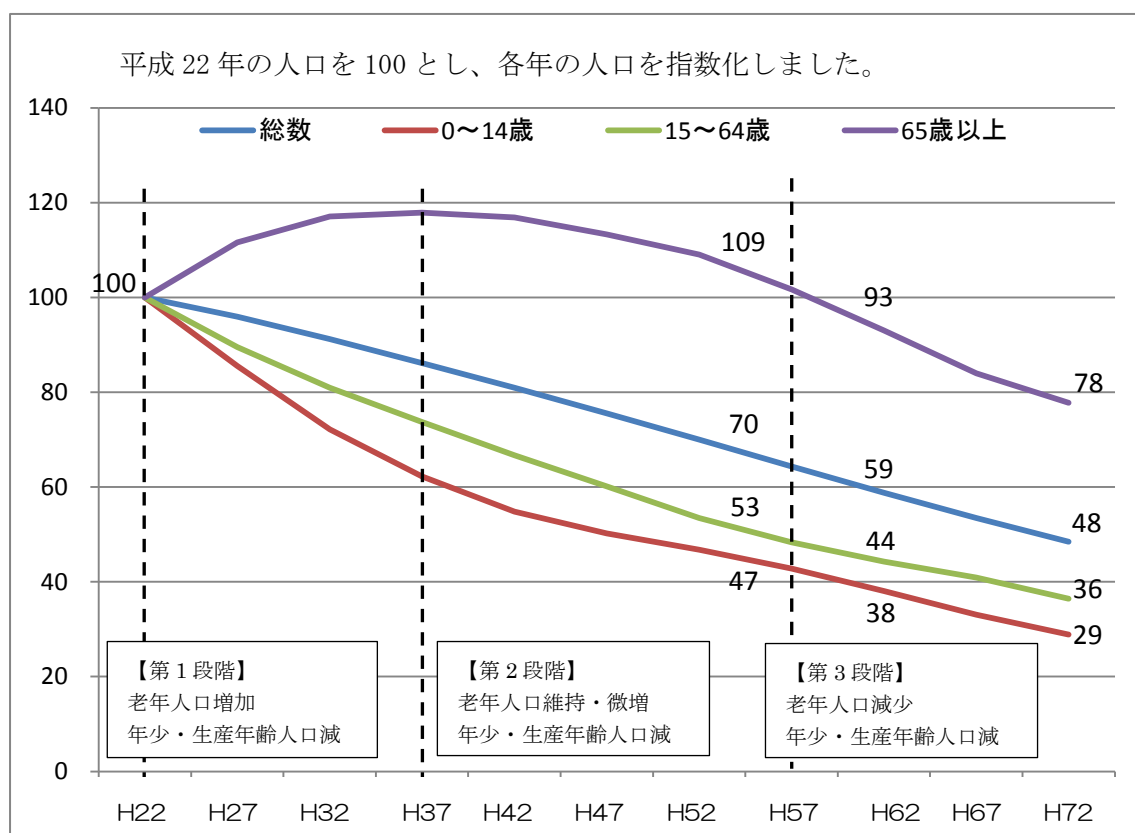
(資料：地域経済分析システム「RE S A S」)

3-2 人口減少の分析

人口減少については、「第1段階：老年人口の増加（総人口は減少）」「第2段階：老年人口の維持・微増」「第3段階：老年人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされています。

パターン1によると、平成52年には、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15～64歳）は平成22年と比べて約半分に減少すると見込まれます。また、65歳以上の人口は平成37年にピークを迎えた後、減少に転じ、人口減少段階が「第1段階」から「第2段階」へ変化する見込みです。その後、平成57年には老年人口の減少が一段と進み、人口減少段階が「第3段階」へ変化する見込みです。

■図表12 人口の減少段階



（資料：社人研「日本の地域別将来推計人口」）

■図表13 人口の減少段階

	H 22 年	H 52 年	H22 年を 100 とした場合の H52 年の指数	人口減少段階
老年人口	14,639 人	15,964 人	109	3
生産年齢人口	27,054 人	14,455 人	53	
年少人口	5,261 人	2,460 人	47	

3-3 老年人口比率推移

出生率の上昇および人口移動が、老年人口比率に与える影響について検証するため、パターン1とシミュレーション1、シミュレーション2について、それぞれの仮定で、平成72年まで延長して推計を行いました。

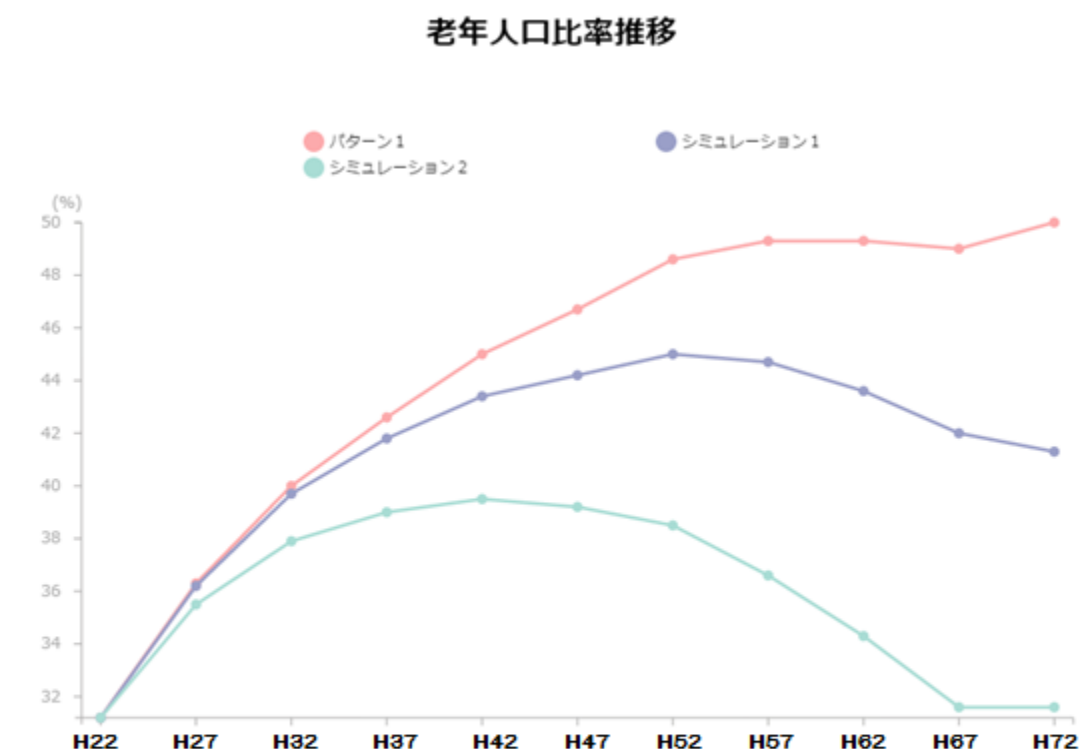
その結果、パターン1では老年人口比率が平成52年には約50%まで上昇を続けます。

一方、シミュレーション1においては、出生率が上昇するとの仮定によって、人口構造の高齢化抑制の効果が平成52年頃に現れ始め、老年人口比率は約45%でピークになり、その後下降します。

シミュレーション2においては、さらに高い人口構造の高齢化抑制の効果が平成42年頃に現れ始め、老年人口比率は約40%でピークになり、その後低下します。

出生率の上昇と人口移動は、人口減少を食い止めるだけではなく、老年人口比率の抑制にも効果があることがわかります。

■図表 14 老年人口比率推移



【出典】

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

【注記】

パターン1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

シミュレーション1：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

シミュレーション2：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均等化したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

（資料：地域経済分析システム「RESAS」）

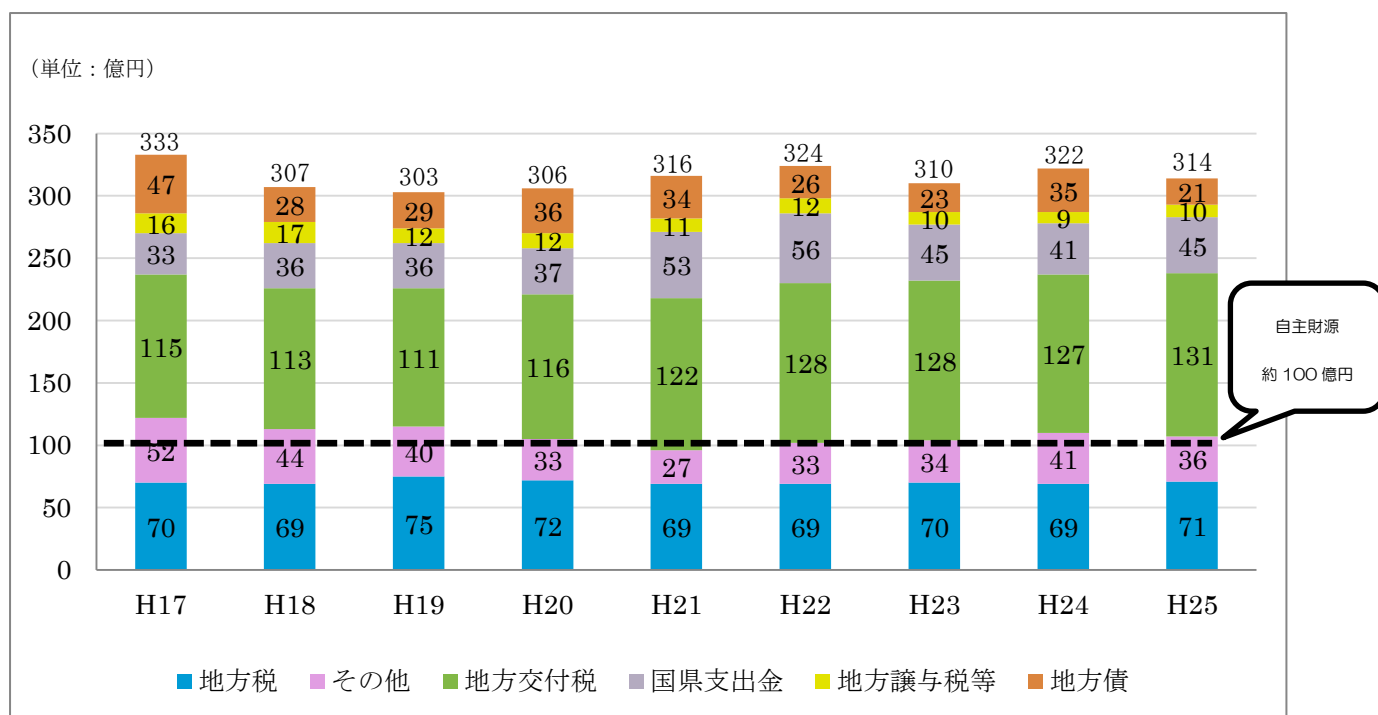
3-4 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

(1) 財政状況への影響

本市の財政規模を見ると、近年は 300 億円強で推移しています。平成 25 年度の歳入歳出決算額を県内他市と比較すると、甲府市・笛吹市に続く 3 番目の規模となっています。

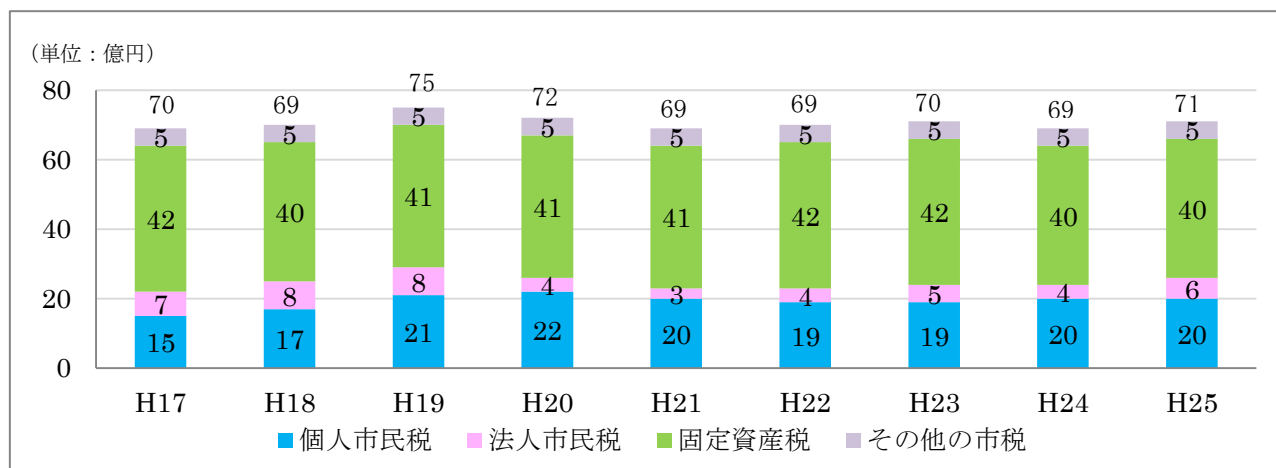
平成 25 年度決算の歳入（普通会計）構成割合を見ると、地方交付税が約 42%で最も高くなっています。普通交付税の算定に当たっては、人口を算定基準としているものが多いため、人口が減少することによる交付税の減少が見込まれます。さらに、平成 27～31 年度の 5 年間で、合併に伴う特例措置による普通交付税の増加額が段階的に縮減されますが、平成 27 年度の普通交付税制度に当てはめて計算すると、その影響額は約 32 億円と見込まれています。

■図表 15 歳入決算額（普通会計）の推移



歳入の柱である地方税については、平成 19 年度の 75 億円をピークに、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降は 70 億円前後となっています。今後は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念されます。

■図表 16 地方税決算額の推移



一方、歳出については、今後老年人口の増加により、社会保障にかかる経費が増大することが見込まれます。

(2) 地域に与える影響

人口の大幅な減少が地域に与える影響として、以下の点が想定されます。

○子育て・教育

- ・核家族化や子育て世代のつながりの希薄化により、子育ての不安や悩みを抱える家庭が増加します。
- ・若年女性人口が減少し、少子化が一層進みます。

○住宅

- ・過疎化の進行により、空き家が増加します。

○産業振興・雇用

- ・企業が撤退することで、人口が流出し、地域経済が停滞又は縮小します。
- ・管理者が不在のため、耕作放棄地や荒廃した森林が一層増加します。

○交流・観光

- ・地域コミュニティや集落などを維持することが困難になります。
- ・店舗が減り、買い物などのサービスが身近で受けられなくなります。

○生活環境

- ・少子高齢化により、社会保障制度の維持が難しくなります。
- ・医療・介護サービスが低下します。
- ・行政区など地域活動の担い手が不足します。

4 本市の将来展望

4-1 人口の将来展望

国の長期ビジョンおよびこれまでの推計や分析、調査などを考慮し、本市が目指すべき将来人口規模を展望します。

(1) 短期的目標：平成 32 年

子育て支援事業により出生率を向上させ、移住定住促進事業により子育て世代の転入者を増やすことにより、人口規模は現状を維持します。

(2) 中期的目標：平成 52 年

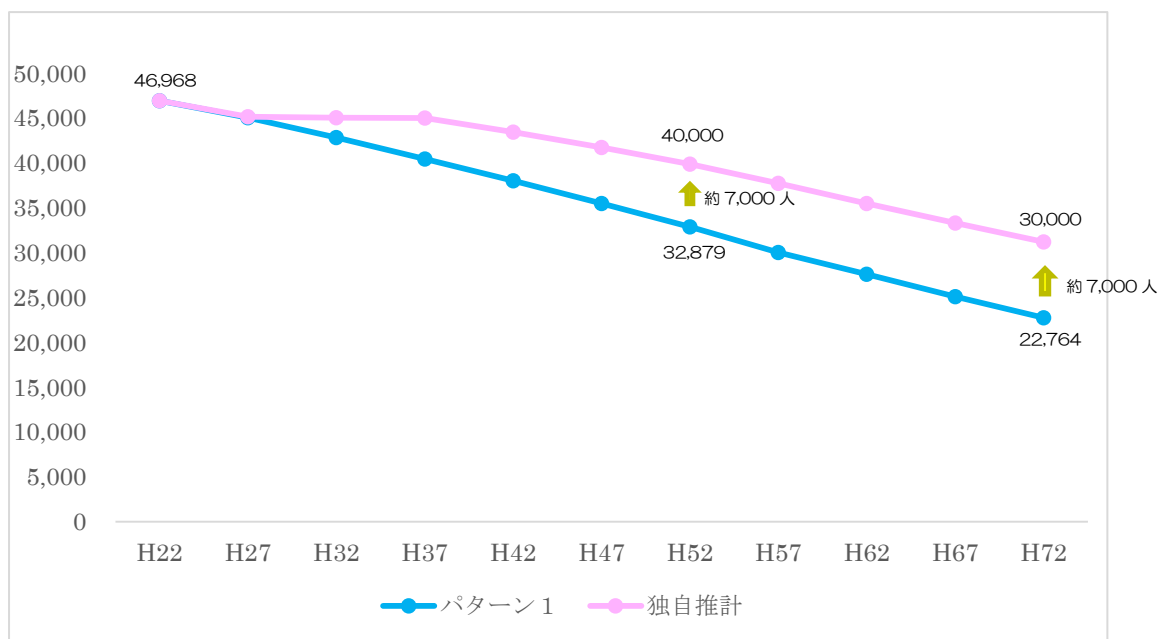
人口規模 40,000 人を確保します。

(3) 長期的目標：平成 72 年

人口規模 30,000 人を確保します。

このように合計特殊出生率と移動数を改善することにより、社人研推計と比較して、平成 52 年時点で約 7,000 人、平成 72 年時点でも約 7,000 人の増加が見込まれます。

■図表 17 将来人口推計



パターン 1：社人研推計

独自推計：国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、本市の合計特殊出生率が平成 32 年に 1.5 程度、平成 37 年に 1.8 程度、平成 42 年に 2.1 に達すると仮定します。また、若年層の転出抑制と、子育て世代の転入促進を図り、0～40 歳までの人口が 5 年後までに約 1,800 人、10 年後までに約 3,500 人増加すると仮定します。

4-2 目指すべき将来の方向

本市の人口は、近年では平成16年をピークに減少に転じていますが、少子高齢化の進展も相まって、このままでは人口減少に拍車がかかっていく状況にあります。また、人口減少に伴う税収の減少が見込まれるほか、普通交付税の縮減も予定されており、財政面における厳しさも増していくことが予想されます。このような状況が続いた場合、公共サービスの低下、社会保障分野における現役世代の負担増などの問題が深刻化し、一段と若者が減少していくという負のスパイラルに陥ってしまいます。

このことから、人口減少問題への対策に早急に着手していくことが求められます。具体的には、子育て世代が魅力を感じる地域づくりなど、人口の自然増を促す取り組みに注力していくことが求められます。併せて、移住先としての人気の高さという本市の強みを最大限引き出すための施策も必要です。また、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりを目指していくことも重要な課題と言えます。上記の課題を解決していくためには、以下に示す方向性を施策の柱として実行していくことが必要です。

また、財政面における厳しさが増すなかで、施策の実施は、優先順位をつけて、数値指標による管理を行いながら効果的に行うことが重要です。そのためには、市民、企業、団体、行政のネットワークによる協働体制で取り組むほか、長野県富士見町及び原村と「八ヶ岳定住自立圏」を形成し、国の財政支援を得る中で、中心市として更なる連携も図っていきます。

○子育て・教育

子どもを安心して産み育てる環境づくりのために、子育て支援の充実、子育てにかかる経済的負担の軽減（保育料第2子無料制度の維持等）、助産院などの開業支援、防災体制の強化、原っぱ教育の充実などにより、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えます。また、交流機会の充実や情報発信により、子育て世代同士の主体的な活動を促進し、喜び、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めます。

○住宅

子育て支援住宅等の整備に加え、魅力ある住宅施策（子育て世代への住宅購入費補助・住宅ローン利子補給・住宅リフォーム費補助等）や空き家バンク制度の充実、住宅情報の発信など、生活拠点としての新たな住まいの取得に対して様々な面から支援することにより、人口増加につなげます。

○産業振興・雇用

市内企業へのきめ細やかな支援を行っていくとともに、起業支援、企業誘致を積極的に推進し、地域経済の活性化および就業機会の創出に取り組みます。また、市内中小企業の海外販路拡大を促進し、経済の発展、新たな雇用に資するとともに、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

また、本市の特性を活かすことのできる産業のひとつである「農業」について、豊かな自然や地域資源を活用することにより本市が「安全安心日本の台所」となるべく、農業振興や担い手育成、企業型農業生産法人の誘致を積極的に推進します。

○交流・観光

「ハヶ岳観光圏」や「南アルプスユネスコエコパーク」事業の更なる推進により、交流人口を増やし、本市のよさを理解してもらうことで、移住定住につなげます。

また、世界に誇る「山岳景観」、「名水」、「日照時間」の価値をブランド化することにより、魅力ある観光まちづくりを推進します。「水の山」を象徴するキャラクターとして「ミズクマ」を活用し、国内外に情報発信します。

○生活環境

子育て世代から高齢者世代まで、あらゆる世代が暮らしやすいまちをつくるために、交通の利便性の向上や、環境にやさしいまちづくりを推進します。

第2章 北杜市総合戦略

(平成27年度～平成31年度)

1 基本的な考え方

1-1 策定の趣旨

少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、将来にわたり安心して暮らし続けられる施策に取り組むことで、まちの魅力を高め、定住人口の維持・増加を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めていくため、今後5ヵ年に実施する施策を体系的にまとめた「総合戦略」を策定します。

1-2 総合戦略の目的と位置付け

本市には、恵まれた自然環境や首都圏からの利便性、歴史ある中小企業、最先端技術を持つベンチャー企業、農業資源を活かした企業型農業生産法人、観光資源など、他の市にはない特性と魅力があります。

総合戦略は、これらの地域資源を有効に活用し、人口、産業、地域社会の課題に一体的に取り組み、活力ある「ふるさと北杜」を築くため、市民、企業、団体、行政の協働により「まち・ひと・しごと」の創生と好循環を確立することを目的とします。

本市では平成26年度、他自治体に先駆けて「北杜市定住促進計画」を策定しました。本総合戦略は同計画と密接な関係があることから、同計画の施策体系をより具体化するものとして策定しました。

また、上位計画である「北杜市総合計画」はもとより、長野県富士見町、原村との「八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」や、国および山梨県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などとの整合性も図りながら、効果的な施策を展開していくものと位置付けております。

1-3 総合戦略の推進方法

総合戦略は、国の定める5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき、人口ビジョンを踏まえ、「まち・ひと・しごと」の創生に向けて今後の基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策並びに客観的な評価指標を定めるものです。

総合戦略の推進にあたっては、各施策に重要業績評価指標（KPI）※を定め、目標を設定します。重要業績評価指標は、各基本目標に代表的な数値目標として設定する大目標と、各戦略の具体的な施策・事業に設定する小目標の2種類を定めました。両指標は、小目標をひとつひとつ達成していくことが、大目標の達成につながっていくという関係にあります。

目標に対する達成状況を毎年確認し、達成・未達成の要因を検証します。その検証結果に基づき、必要に応じて施策や目標値を修正していくというPDCAサイクルを回していきます。

※KPI…Key Performance Indicator の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいう。

1-4 計画期間

総合戦略の期間は5ヵ年（平成27年度～平成31年度）とし、進捗状況や社会情勢等の変化を勘案しながら見直しを行います。

2 基本方針

2-1 目指すべき姿

第2次北杜市総合計画におけるまちづくりの基本コンセプト『人と自然と文化が躍動する環境創造都市』においては、将来都市像として「8つの個性が光るネットワーク都市」、「自然と暮らしが調和する環境共生都市」、「水と緑と太陽を活かした交流産業都市」、「地域で育む生活文化都市」を掲げています。

その方向性に基づき、本総合戦略においては、5つの基本目標を掲げ、自然環境の保全と活用を推進する循環型社会の構築に向けて、多世代が交流しまちに人が溢れ、住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現を目指すとともに、雇用の創出により企業と人で活気のある、豊かで暮らしやすいまちづくりを目指します。

<基本目標>

- I 子育て世代が魅力を感じる地域を創生する
- II ニーズに合った住まいを創生する
- III 地域に根差した雇用を創生する
- IV 人の流れをつくり地域経済を創生する
- V 将来にわたり活力あふれる生活環境を創生する

2-2 重点プロジェクト

本市が目指すべき将来像の実現に向けて、それぞれの基本目標に対応した、総合戦略で取り組むべき5つの重点プロジェクトを掲げるとともに、今後5年間で取り組んでいく具体的な施策・事業を設定しました。以下に、施策の体系を示します。

＜重点プロジェクト＞

- I 若者応援プロジェクト
- II 住まいづくりプロジェクト
- III 雇用創出プロジェクト
- IV 交流・観光プロジェクト
- V 生活環境づくりプロジェクト

北杜市総合戦略 ～目指すべき将来像の実現に向けて～

5つの重点プロジェクト

I 若者応援プロジェクト

子育て世代が
魅力を感じる
地域を創生する

- ① 子育て支援等の充実
- ② 子育て親子の交流の機会の充実
- ③ 郷土を愛する人材育成の推進
- ④ 子育て情報の発信

II 住まいづくりプロジェクト

ニーズに合った
住まいを創生する

- ① 周辺自治体との連携
- ② ニーズに合った住宅の整備
- ③ 住宅取得等の支援制度の充実
- ④ 空き家の利活用促進
- ⑤ 住まいに関する情報発信

III 雇用創出プロジェクト

地域に根差した
雇用を創生する

- ① 地域雇用の推進
- ② 企業誘致等の推進
- ③ 企業の競争力強化支援
- ④ 「安全安心日本の台所」の推進
- ⑤ 産業振興に関する情報発信

IV 交流・観光プロジェクト

人の流れを
つくり地域経済を
創生する

- ① 魅力ある観光まちづくりの推進
- ② 大学等との連携
- ③ 体験機会の創出
- ④ 交流機会の創出
- ⑤ 交流・観光に関する情報発信

V 生活環境づくりプロジェクト

将来にわたり活力
あふれる生活環境を
創生する

- ① 住みよい住環境づくりの推進
- ② 環境にやさしいまちづくり
- ③ 生涯学習の推進
- ④ 健康長寿社会の創造
- ⑤ 地域を支える人材育成

3 施策の展開

I 若者応援プロジェクト

1. 基本目標

子育て世代が魅力を感じる地域を創生する。

●数値目標

指標	基準値 (H26)	数値目標 (H31)
合計特殊出生率	1.13	1.50
出生数	219 人	267 人
子育て支援住宅入居者の満足度	—	90%

2. 基本的方向

近年の核家族化や子育て世代のつながりの希薄化により、子育ての不安を抱え込む親が少なくありません。子どもを安心して産み育てる環境づくりのために、子育て支援の充実、子育てにかかる経済的負担の軽減、原っぱ教育の充実や公営アカデミーの開設などにより、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えることが必要です。

また、移住定住してきた世帯における子育てや家庭の悩みについての相談やアドバイスが得られるよう、交流の機会の充実や情報発信を図ります。子育て世代同士の主体的な活動を促進し、喜び、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めます。

3. 戦略一覧

目標	対応する戦略
子育て世代が魅力を感じる地域を創生する	①子育て支援等の充実
	②子育て親子の交流の機会の充実
	③郷土を愛する人材育成の推進
	④子育て情報の発信

4. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 子育て支援等の充実

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●子育て世代への支援体制の充実 親子への心身のケアや育児サポート、医療費助成制度など、各種支援体制の充実を図ります。また、助産院や診療所などへの開業支援を行います。 （具体的事業） ・子育て世代包括支援センターの充実 ・子ども医療費助成制度の拡大 （対象年齢：中学3年生まで） ・子育て世帯の防災体制の強化 ・乳幼児専門チームによる健診 ・助産院の開業支援 ・特定診療科施設の開業支援 （小児科・産婦人科）	防災用品 備蓄率 市内 助産院利用者数	— —	80% 12人
●経済的支援や保育の充実 子育て世代が安心して子どもを産み育てられるように、多子世帯の経済的負担を軽減するとともに、妊婦健診等の充実・支援を図ります。また、保護者の多様な働き方に対応し、きめ細やかなサービスを提供できるよう、保育への支援を実施します。 （具体的事業） ・保育料第2子以降無料化制度の維持 ・妊婦及び乳幼児一般健康診査費用の助成 ・不妊治療（こうのとりの）への支援 ・市立保育園の充実 ・積極的な保育実習生受け入れ ・処遇改善による保育士の確保 ・認定こども園の設置・運営 ・病児・病後児保育の充実	子育て世帯の 満足度	63.8%	80%

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●子どもの健やかな育成への支援 子どもたちが明るく生き生きと過ごせるよう、ファミリーサポートセンターやつどいの広場事業の充実を図ります。 (具体的事業) ・ファミリーサポートセンター事業の拡大 ・つどいの広場事業の充実	ファミサポ利用者数	年間 1,116 人	年間 1,790 人
●子育て世代への相談体制の充実 子育てへの悩みや不安を抱えている保護者が、安心して相談できるよう、専門相談窓口を拡充します。 (具体的事業) ・児童・家庭相談窓口の拡充	相談窓口数	1 カ所	4 カ所
●子育て支援住宅入居者への支援 子育て支援住宅入居者に対する支援を実施することで、市内への定住につなげていきます。また、子育て応援企業の拡大に向け、認定制度の周知を図ります。 (具体的事業) ・子育て支援住宅入居者への支援体制充実 ・子育て応援企業等認定制度の拡大	子育て支援住宅入居者の満足度	—	90%

② 子育て親子の交流の機会の充実

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●情報交換・交流の機会の充実 子育ての悩みや情報共有・伝達的手段として「ママネットワーク」の構築を進めるなど、子育て中の親子が交流できる機会を創出します。 (具体的事業) ・北杜市ママネットワークの構築 ・子育て応援フェスタの実施 ・子育て支援図書コーナーの設置・充実	ママネット加入者数	—	70 人

●体験学習など各種イベントの開催 就学時前児童親子への読み聞かせ会など、子育て世帯が相互に交流できるイベントを企画・開催します。 (具体的事業) ・本の杜への招待状	おはなし会 参加人数	年間 300 人	年間 350 人
--	---------------	-------------	-------------

③ 郷土を愛する人材育成の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●原っぱ教育の充実 原っぱ教育により、ふるさとの歴史・文化・自然等の学習を通して、将来、北杜市に誇りと愛着を持てる教育を推進します。 (具体的事業) ・ふるさと発見学習 ・中高一貫教育の推進 ・I C T教育の推進及び英語教育の強化	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童生徒の割合	小学校 81% (H28) 中学校 77% (H28)	小学校 90% 中学校 80%
●公営アカデミーの開設 地域人材の活用により、自主学習機会の場の提供を行います。保護者が安心して就労できるよう、放課後、児童が友達と一緒に楽しく過ごせる居場所づくりを促進します。 (具体的事業) ・学習応援事業 ・放課後児童クラブの充実 ・放課後子ども教室の充実	家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合 利用者満足度	小学校 73% (H28) 中学校 48% (H28) —	小学校 80% 中学校 60% 70%
●食育の推進 作物を育てるところから、食べるところまでの一貫した「本物体験」や、親子で料理を作り、食べることで「食」についての関心を高める機会を提供します。 (具体的事業) ・保育園児・児童への食育推進 ・子育て予備軍（若い世代）への食育推進 ・ママの野菜レシピブログの開設	子育て世帯での地産地消への関心度	—	80%

④ 子育て情報の発信

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●子育て情報の発信 子育てに関する情報を必要な人が、適切に利用できる環境づくりの充実を図ります。 (具体的事業) ・子育て専用サイト「やまねっと」の充実 ・「北杜市子育てガイドブック」の改訂 ・北杜市子育て応援企業の情報発信	やまねっと アクセス数	年間 87,556 件	年間 100,000 件

Ⅱ 住まいづくりプロジェクト

1. 基本目標

ニーズに合った住まいを創生する。

●数値目標

指標	基準値 (H26)	数値目標 (H31)
転入者数・転出者数（社会増減）	173 人増	410 人増
空き家バンク成約数	2 戸	20 戸
子育て支援住宅入居者の退去後定住率	—	100%

2. 基本的方向

アンケート調査やヒアリングなどによると、北杜市内の住宅情報の不足や、住宅（特に賃貸物件）の少なさなど、住宅取得等に関する問題点が指摘されています。その課題を解決するためには、住宅情報の充実・発信、ニーズに合った住宅の整備、住宅取得等に対する支援が必要となります。生活拠点としての新たな住まいの取得等に対して様々な面から支援することにより、人口増加につなげます。過疎化の進行により増加傾向にある空き家の利活用、市有地の有効活用による新たな住宅地の形成誘導なども推進します。移住定住アドバイザーを設置し、移住定住者へのサポートを実施します。

また、近隣自治体との連携を深め、交流人口の増加・地域活性化により、移住定住につなげます。

3. 戦略一覧

目標	対応する戦略
ニーズに合った住まいを創生する	①周辺自治体との連携
	②ニーズに合った住宅の整備
	③住宅取得等の支援制度の充実
	④空き家の利活用促進
	⑤住まいに関する情報発信

4. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 周辺自治体との連携

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●定住自立圏への取り組み 長野県富士見町、原村とともに定住自立圏を形成し、ともに連携しながら各政策分野に取り組みます。 （具体的事業） ・八ヶ岳定住自立圏構想の取組	事業取組比率	—	100%

② ニーズに合った住宅の整備

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●子育て支援住宅等の整備 子育てに優しい住まいと環境を整備します。また、 <u>就業促進住宅の整備や若者が暮らしやすい市営住宅の改修により、市内への定住促進を図ります。</u> （具体的事業） ・子育て支援住宅の整備・管理 ・就業促進住宅の整備 ・市営住宅の改修による居住性の向上	子育て支援住宅 入居者の 退去後定住率	—	100%

③ 住宅取得等の支援制度の充実

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●住宅取得者への補助金交付・利子補給 (新築・中古・リフォームなど) 子育て中の世帯、これから子育てを行う世帯を対象に、住宅の建築・購入やリフォーム、増築などに必要な経費の一部補助や利子補給などを行います。 (具体的事業) ・子育て世代マイホーム補助金の交付	補助金利用による移住者数	—	延べ人数 1,050 人
●集合住宅建設への補助 社員向け住居を建設する企業や、就業支援のために民間賃貸住宅を建設する事業者向けに建設費用の一部を補助します。 (具体的事業) ・就業支援のための企業用住宅及び民間賃貸住宅建設費の補助	集合住宅 建設戸数	年間 8 戸	年間 40 戸

④ 空き家の利活用促進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●空き家バンクの活用促進 市内の活用できる空き家について情報収集を行い、登録物件を充実させ、移住定住希望者への情報提供を行います。 (具体的事業) ・空き家バンク制度の拡充	空き家バンク 成約件数	年間 2 件	年間 20 件
●空き家清掃等への補助金交付 空き家バンク制度の登録物件に対して、 <u>家財道具の処分及び清掃、賃貸物件の改修</u> に必要な費用への補助を行います。 (具体的事業) ・空き家バンク清掃費等の補助	空き家バンク 新規登録件数	年間 22 件	年間 45 件

⑤ 住まいに関する情報発信

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●移住定住に関する相談体制整備 本市への移住定住を促進するため、SNSを活用した情報発信を行うとともに、移住定住に関する専門窓口を設置します。また、移住定住<u>相談員</u>を設置し、移住定住者へのサポートを実施します。 (具体的事業) ・移住定住に関する情報の発信 ・「移住定住相談窓口」の設置・運営 ・移住定住<u>相談員</u>の設置・支援・研修	相談件数	—	年間 300 件
●関係機関との連携 ふるさと回帰支援センターや移住交流情報ガーデンと連携してセミナーや相談会を開催し、本市への移住定住促進を図ります。 (具体的事業) ・移住定住セミナーの開催や相談会の実施	セミナー 参加人数	年間 160 人	年間 200 人
●市有地の情報発信強化 住宅地としての市有地の有効活用を図るため、未利用地となっている市有地の情報発信を強化します。 (具体的事業) ・未利用市有地の有効活用	市有地情報 提供件数	0 件	5 件

Ⅲ 雇用創出プロジェクト

1. 基本目標

地域に根差した雇用を創生する。

●数値目標

指標	基準値 (H26)	数値目標 (H31)
市内事業所数	2,504 事業所	2,550 事業所
合併時からの企業誘致累計数	26 社	31 社
新規就農者数	20 人	25 人

2. 基本的方向

若者が働きたい職場を求めて都市部へ転出してしまふことや、企業の撤退による人口流出が大きな問題となっています。そのため、市内企業へのきめ細かな支援を行っていくとともに、産・官・学・金・労・言との連携を図りつつ、併せて「北杜市雇用創造協議会」とも協働しながら、起業支援、企業誘致を積極的に推進し、地域経済の活性化および就業機会の創出に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、北杜市の特性を活かすことができる産業のひとつである「農業」について、豊かな自然や地域資源を活用することにより地域経済の活性化を促すため、農業振興および担い手育成を積極的に推進すると同時に、フードバレープロジェクトを推進することで、本市が「安全安心日本の台所」を担います。

3. 戦略一覧

目標	対応する戦略
地域に根差した雇用を創生する	①地域雇用の推進
	②企業誘致等の推進
	③企業の競争力強化支援
	④「安全安心日本の台所」の推進
	⑤産業振興に関する情報発信

4. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 地域雇用の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●企業と求職者のマッチング機会創出 事業主向けの雇用拡大メニューや求職者向けの人材育成メニューに取り組むことで、雇用機会の増大を図ります。また、就職希望者と市内企業のマッチングを推進するため、合同就職ガイダンス等を開催します。（具体的事業） ・働き方改革への取組 ・ほくとハッピーワークの活用 ・合同就職ガイダンス等の開催	新規雇用者数 ・創業者数	21 人 (H28)	109 人 (H30)

② 企業誘致等の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●市の特色を活かした、企業等の支援・誘致 市内企業への支援を行うとともに、本市の自然環境や立地条件などの特色を活かせる新規参入企業や企業型農業生産法人、研究機関などの誘致を推進するため、事業者への支援制度等を拡充します。（具体的事業） ・市内企業への補助・支援 ・新規参入企業への補助・支援 ・企業型農業生産法人への補助・支援	合併時からの 企業誘致累計数	26 社	31 社
●新事業展開・起業に関する情報提供 新たに事業展開を行う企業や起業を行う個人に対して、積極的な情報提供を行うとともに、県ややまなし産業支援機構などと連携したサポート体制を構築します。（具体的事業） ・新事業展開・起業へのサポート	情報提供・ 相談件数	年間 10 件	年間 20 件

③ 企業の競争力強化支援

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●産業人材の確保・育成 市内企業に勤務する社員のスキルアップを図るための研修や免許・資格取得などへの支援を行います。 (具体的事業) ・企業の基盤・競争力強化への支援	人材育成事業参加者	年間 98 人	年間 125 人
●企業の意欲的な活動などの支援 成長分野への事業展開を図る企業の販路拡大や、国際的な品質認証制度等取得に対する支援を行います。 (具体的事業) ・新規取引先開拓への支援 ・海外販路開拓への補助	海外商談成約件数	—	2 件

④ 「安全安心日本の台所」の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●新規就農者とネットワークの育成 個人の新規就農者が継続的な営農を行えるように開業や販路確保・拡大などの支援に取り組みます。また、市内の農業事業者や団体がネットワークを構築し、地域の稼ぐ力の向上を図ります。 (具体的事業) ・担い手農業者への支援 ・北の杜フードバレープロジェクトの推進	新規就農者数	年間 20 人	年間 25 人

⑤ 産業振興に関する情報発信

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●市内企業情報・雇用情報の発信 広報紙やホームページを活用し、市内立地企業の情報を市内外へ広く発信し、就業を促進します。 (具体的事業) ・市内企業の魅力情報の発信	企業ガイダンス ガイドブック 掲載企業数	29 社	55 社

Ⅳ 交流・観光プロジェクト

1. 基本目標

人の流れをつくり地域経済を創生する。

●数値目標

指標	基準値 (H26)	数値目標 (H31)
観光客入込数	376 万人	451 万人
宿泊者数	86 万人	103 万人
農産物直売所来場者数	84 万人	93 万人
婚姻数	155 件	170 件

2. 基本的方向

定住人口を増やすためには、まず交流人口の増加が不可欠です。そのために、魅力ある観光まちづくりを推進し、北杜市の豊かな地域資源を対外的にPRすることが必要です。北杜市の見所や観光資源を知ってもらい、体験機会や交流機会の創出などを通して北杜市の良さを理解してもらうことで、交流人口を増やし、定住につなげていきます。

3. 戦略一覧

目標	対応する戦略
人の流れをつくり地域経済を創生する	①魅力ある観光まちづくりの推進
	②大学等との連携
	③体験機会の創出
	④交流機会の創出
	⑤交流・観光に関する情報発信

4. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 魅力ある観光まちづくりの推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●連携による観光の推進 インバウンド（海外観光客誘致）対応並びに国内の誘客を図るため、日本を代表する観光地をさらに充実させます。また、優位性のある地域資源をブランド化し、イメージの向上を図ります。 （具体的事業） ・ハヶ岳観光圏事業との連携 ・南アルプスユネスコエコパーク事業推進 ・世界に誇る「水の山」北杜ブランドの推進	観光入込客数	年間 376 万人	年間 451 万人
●観光地などの再整備 観光客が「また来たい」と思えるような魅力のある観光地づくりと、受入態勢の構築を図ります。 （具体的事業） ・観光地・施設等の整備 ・空き店舗（アンテナショップ）を活用した交流の促進	アンテナショップ来場者数	—	年間 1 万 5 千人
●道の駅の整備拡充 道の駅の設備を拡充し、地元の農産物や特産品の販売を促進します。 （具体的事業） ・道の駅環境の整備、情報発信	農産物直売所来場者	年間 84 万人	年間 93 万人
●「おもてなし」の心で応対できるような啓発活動の推進 市民や観光事業者が「おもてなし」の心で応対できるように、マニュアル作成や研修開催などを通じて啓発活動を推進します。また、多くの人に本市を訪れてもらえるように、国際交流の推進や国内外に向けた誘客事業に取り組みます。 （具体的事業）	宿泊者数	年間 86 万人	年間 103 万人

・観光客の誘客推進 ・多言語パンフレットの作成 ・DMO（地域の観光マーケティング、マネジメントを担う機関）の整備・活用 ・教育旅行受入体制の整備・活用 ・市民ガイドマニュアルの作成・活用 ・観光事業者のレベルアップ			
●オリンピック、パラリンピック合宿誘致の推進 2020年東京オリンピック・パラリンピック出場選手団の合宿誘致の推進を図ります。 （具体的事業） ・合宿地の誘致活動の推進及び施設の整備	合宿誘致件数	—	1件以上

② 大学等との連携

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●大学等との連携 東京芸術大学、早稲田大学、山梨大学、県立農業大学校等、大学コンソーシアムやまなしと連携し、移住定住や子育て、ツーリズムを課題として研究し、地域活性化につなげます。 （具体的事業） ・大学連携の強化 ・地（知）の拠点大学による地方創生の推進	研究数	—	4件

③ 体験機会の創出

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●北杜を体験できる仕組みづくり 本市の魅力を体感してもらえよう、四季を通じて自然や農業などを体験できるツアーを開催します。また、北杜市内にお試し居住できる住宅を設置します。 (具体的事業) ・移住お試しツアーの開催 ・移住定住お試し住宅の設置・運営	ツアー体験人数	—	年間 60 人

④ 交流機会の創出

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●イベントなどの開催支援 北杜市保健センター内の出会いサポートセンターにおいて、若者に出会いの機会を提供します。また市の施設を活用し、芸術や文化、スポーツの振興を支援します。 (具体的事業) ・北杜市出会いサポートセンターの運営 ・芸術・文化・スポーツ振興団体の誘致	出会いサポートセンターでのお見合い件数	—	年間 60 件

⑤ 交流・観光に関する情報発信

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●ホームページでの情報発信強化 市の情報を幅広く発信するとともに、スマートフォンに対応し、SNS やポータルサイトと連携機能のあるホームページの構築と運用を図ります。 (具体的事業) ・ホームページのリニューアル	市ホームページアクセス数	年間 151 万件	年間 200 万件

V 生活環境づくりプロジェクト

1. 基本目標

将来にわたり活力あふれる生活環境を創生する。

●数値目標

指標	基準値 (H26)	数値目標 (H31)
公共交通の利用者数	263 万人	289 万人
北杜市に住み続けたい人の割合	71.6%	80%

2. 基本的方向

転出抑制や転入促進を図るためには、住みやすさを実感でき、いつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりが求められます。特に、子育て世代から高齢者世代まで、あらゆる世代が暮らしやすいまちをつくるためにも、交通の利便性向上や環境にやさしいまちづくりを推進します。また、一般財団法人地域活性化センターとの連携により地域づくりの基礎となる人材を育成します。

3. 戦略一覧

目標	対応する戦略
将来にわたり活力あふれる生活環境を創生する	①住みよい住環境づくりの推進
	②環境にやさしいまちづくり
	③生涯学習の推進
	④ <u>健幸長寿の推進</u>
	⑤ <u>地域づくりは人づくり</u>

4. 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 住みよい住環境づくりの推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●防災体制の整備 市民の生命・財産を守るため、消防体制・設備の充実を図るとともに、女性の活用など地域防災力の強化に努めます。 （具体的事業） ・ 防災体制の強化 ・ 防災備蓄用品の充実	自主防災組織数	52 組織	80 組織
●特定空き家への対策 市内の危険空き家に対して、適切な指導を行い、安全対策と景観の保護を進めます。 （具体的事業） ・ 特定空き家への対策実施	地域からの苦情	—	0 件
●交通環境の整備 市民が安心して外出できるよう、通学路などの安全対策を講じるとともに、道路整備を実施します。また、地域公共交通の再構築を推進するほか、 <u>県外への鉄道利用通学者への支援</u> に取り組みます。 （具体的事業） ・ 通学路の安全対策の実施 ・ 高規格幹線道路、中部横断自動車道の整備促進 ・ 生活道路の整備 ・ 地域公共交通の再構築 ・ 駅のバリアフリー化（小淵沢・長坂） ・ <u>鉄道利用通学者への支援</u>	公共交通利用者数	年間 263 万人	年間 289 万人

② 環境にやさしいまちづくり

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●再生可能エネルギーの推進 再生可能エネルギービジョンを策定し、「環境創造都市 北杜市」として、持続可能な社会の実現に向けた先導的な取り組みを実施します。 (具体的事業) ・再生可能エネルギーによる災害に強いまちづくり ・再生可能エネルギー設備設置の推進	CO2 削減量	—	累計 600 t 森林の CO ₂ 吸収量: 168ha 相当

③ 生涯学習の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●生涯学習の推進 市民が郷土愛と誇りを持って生き生きと暮らせるよう、子どもから大人まで学ぶことのできる場を提供します。 (具体的事業) ・なりわい・生きがい充実講座	講座参加者の満足度	—	70%

④ 健幸長寿の推進

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●健幸長寿の推進 <u>市民全体の健康づくり及び介護予防に取り組むとともに、地域での支え合いの仕組みや、安定した在宅生活を送ることのできる体制づくりを行います。また、スポーツ関連の事業を実施し、市民のスポーツに対する意識を醸成します。</u> <u>(具体的事業)</u> ・ 健幸長寿社会創造プロジェクトの推進 ・ 各種スポーツ教室の開催	<u>北杜市に住み続けたい人の割合</u>	<u>71.6%</u>	<u>80%</u>

⑤ 地域づくりは人づくり

具体的な施策・事業	指標	基準値 (H26)	KPI (H31)
●地域づくりは人づくり <u>地域活性化センターとの連携協定に基づき、職員の派遣や職員研修を行うことにより、地域を支える人材を育成します。</u> <u>(具体的事業)</u> ・ 地域活性化センターとの連携	<u>職員研修実施回数</u>	<u>二</u>	<u>10回</u>

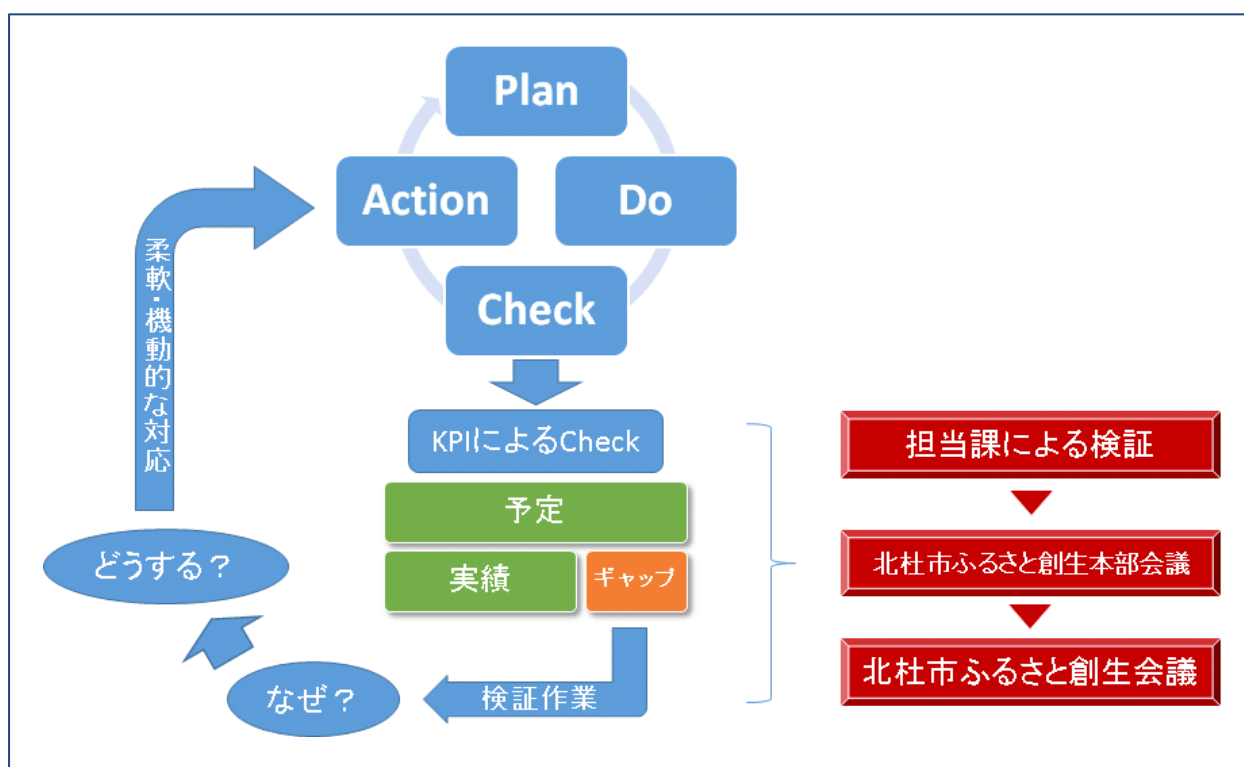
4 実施体制

4-1 総合戦略におけるPDCA体制

施策・事業を効果的に遂行していくためには、「だれが、いつまでに、どの事業を実行するのか」を明確化したうえで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）サイクルによる管理を行っていく必要があります。

そのためには、まず、各施策の担当課がひとつひとつの施策・事業について、PDCAシート（次頁参照）を作成し、年度ごとに進捗状況や未達成理由、次年度以降の取組方針などを検証していきます。

また、庁内組織である「北杜市ふるさと創生本部会議」において進捗管理を着実にを行い、「北杜市ふるさと創生会議」において施策・事業の進捗状況を確認します。



総合戦略PDCAシート

総合戦略	P	No
課・担当		

P L A N	プロジェクト				
	基本目標				
		基準値 (H26)		KPI (H31)	
	事業名				
	概要				
	指標				
基準値			KPI		
KPI設定根拠と検証方法					

D O	H●年度	KPI		進捗状況	
	実績				
C H E C K	効果 (未達成の場合 未達成理由)				
	事業費	(千円)	補助金等	有()・無	
A C T I O N	次年度以降の 取組				

D O	H●年度	KPI		進捗状況	
	実績				
C H E C K	効果 (未達成の場合 未達成理由)				
	事業費	(千円)	補助金等	有()・無	
A C T I O N	次年度以降の 取組				

資料編

1 北杜市ふるさと創生本部設置要綱

北杜市ふるさと創生本部設置要綱

平成27年4月15日告示第39号

改正 平成28年4月14日告示第56号

平成28年7月1日告示第76号

(設置)

第1条 少子化による人口減少と高齢化が進む中、地域活力を維持し、将来にわたり安心して暮らし続けられる施策を推進するとともに、まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進するため、北杜市ふるさと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 北杜市人口ビジョン並びに北杜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定及び変更に関する事。
- (2) 総合戦略等の進行管理に関する事。
- (3) 定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定及び変更に関する事。
- (4) 共生ビジョンの進行管理に関する事。
- (5) 北杜市定住促進計画（以下「促進計画」という。）の変更に関する事。
- (6) 促進計画の進行管理に関する事。
- (7) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本部員を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長1人及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、本部の会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 本部は、第2条に規定する所掌事務に係る専門的事項を検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長1人を置く。

4 幹事長は、総務部長をもって充てる。

5 本部長は、必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、幹事を置くことができる。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

7 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、本部長の指名する幹事が、その職務を代理する。

8 前2条の規定は、幹事会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、前2条中「本部の会議」とあるのは「幹事会の会議」と、第5条中「本部長」とあるのは「幹事長」と、前条中「本部」とあるのは「幹事会」と、「本部員以外の者」とあるのは「幹事以外の者」と読み替えるものとする。

(検討結果の報告)

第8条 幹事長は、幹事会で検討した事項の結果について本部の会議に報告しなければならない。

(作業部会)

第9条 幹事会の機能を補佐するため、幹事会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、必要に応じて幹事の推薦する者をもって組織する。

3 作業部会は、幹事長が招集し、掌理する。

4 作業部会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を幹事会の会議に報告しなければならない。

- (1) 幹事会からの指示事項についての調査・研究に関すること。
- (2) 所属部局内の連絡調整及び意見の取りまとめに関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(北杜市ふるさと創生会議)

第10条 本部長は、本部及び幹事会において検討する事項について、広く市民の意見を反映するため、本部に北杜市ふるさと創生会議（以下「創生会議」という。）を置くことができる。

2 創生会議は、市民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道関係等の中から選考する者25人以内で構成する。

3 創生会議に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選によってこれを決める。

5 本部長は、必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、本部員の中から委員を置くことができる。

6 委員は、市長が委嘱する。

7 委員長は、必要に応じて委員を招集し、創生会議を総括する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 第5条及び第6条の規定は、創生会議の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条及び第6条中「本部の会議」とあるのは「創生会議の会議」と、第5条中「本部長」とあるのは「委員長」と、第6条中「本部」とあるのは「創生会議」と、「本部員以外の者」とあるのは「委員以外の者」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 本部、幹事会、作業部会及び創生会議の庶務は、総務部地域課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本部、幹事会及び創生会議の運営に必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年４月１４日告示第５６号）

この告示は、公布の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年７月１日告示第７６号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

市長 副市長 教育長 企画部長 総務部長 市民部長 福祉部長 生活環境部長 産業観光部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者 明野総合支所長 須玉総合支所長 高根総合支所長 長坂総合支所長 大泉総合支所長 小淵沢総合支所長 白州総合支所長 武川総合支所長 総務部次長 産業観光部次長 政策秘書課長 財政課長

別表第２（第７条関係）

総務部長 政策秘書課長 財政課長 企画課長 管財課長 総務課長 地域課長 税務課長 市民課長 介護支援課長 健康増進課長 福祉課長 子育て支援課長 環境課長 上水道課長 下水道課長 農政課長 観光・商工課長 食と農の杜づくり課長 まちづくり推進課長 住宅課長 道路河川課長 教育総務課長 生涯学習課長 学校給食課長 中央図書館長
--

2 北杜市ふるさと創生会議委員名簿

平成30年2月現在

番号	区 分	氏 名	所属団体
1	市 民	浅川 修一	北杜市地域委員会連絡協議会
2	市 民	小川 昭二	北杜市行革推進委員会
3	市 民	溝口 暁美	北杜市男女共同参画推進委員会
4	市 民	平出 結佳	北杜市子ども・子育て会議
5	市 民	佐藤 奨	2020東京オリンピック・東京パラリンピック事前合宿地誘致アドバイザー 推薦 一般社団法人 YBP PROJECT
6	市 民	岩間 冬樹	甲陵高等学校生徒会
7	市 民	青柳 柊	北杜高等学校生徒会
8	市 民	坂本 奈々美	山梨大学（学生）
9	市 民	小山 愛実理	山梨県立農業大学校（卒業生）
10	産業界	浅川 幹	北杜市企業交流会
11	産業界	高田 一彦	北杜市商工会
12	産業界	小林 昭治	八ヶ岳ツーリズムマネジメント
13	産業界	藤巻 真史	農業企業コンソーシアム
14	教育機関	藤原 真史	山梨大学生命環境学部
15	金融機関	酒井 信	山梨中央銀行須玉支店
16	労働団体	福井 太一	連合山梨峡北地区協議会
17	報道機関	岩下 明	山日YBSメディアプランニング室
18	行政機関	功刀 孝三	韮崎公共職業安定所
19	行政機関	中嶋 水月	山梨県中北地域県民センター

3 策定の経過

開催日	会議名	内容
平成 27 年 4 月 27 日(月)	第 1 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 5 月 11 日(月)	第 2 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 5 月 13 日(水)	第 1 回 ふるさと創生会議	委嘱 定住促進計画について 地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型交付金事業について 人口ビジョン・総合戦略について 今後のスケジュールについて
平成 27 年 5 月 18 日(月)	第 3 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 5 月 25 日(月)	第 4 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 6 月 1 日(月)	第 5 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 6 月 29 日(月)	第 6 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 7 月 6 日(月)	第 7 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 7 月 13 日(月)	第 8 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 7 月 27 日(月)	第 2 回 ふるさと創生会議	人口ビジョン（案）について 総合戦略（案）について
平成 27 年 8 月 3 日(月)	第 9 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 8 月 10 日(月)	第 10 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 8 月 18 日(火)	第 11 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 8 月 18 日(火)	第 3 回 ふるさと創生会議	総合戦略（案）について
平成 27 年 8 月 31 日(月)	第 12 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 9 月 28 日(月)	第 13 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 11 月 16 日(月)	第 14 回 ふるさと創生本部会議	
平成 27 年 11 月 24 日(火)	第 15 回 ふるさと創生本部会議	

平成 28 年 1 月 12 日 (火)	第 16 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 2 月 22 日 (火)	第 17 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 3 月 7 日 (月)	第 18 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 3 月 23 日 (水)	第 4 回 ふるさと創生会議	平成 27 年度主要事業の進捗状況報告について 平成 28 年度主要事業について

平成 28 年度

開催日	会議名	内容
平成 28 年 4 月 13 日 (水)	第 1 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 5 月 11 日 (月)	第 2 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 6 月 8 日 (水)	第 3 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 7 月 6 日 (水)	第 4 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 7 月 13 日 (水)	第 5 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 7 月 27 日 (水)	第 1 回 ふるさと創生会議	平成 27 年度実績報告と平成 28 年度以降の取組について 新型交付金事業について 地方創生応援税制について 実践型地域雇用創造事業について
平成 28 年 8 月 3 日 (水)	第 6 回 ふるさと創生本部会議	
平成 28 年 12 月 21 日 (水)	第 7 回 ふるさと創生本部会議	
平成 29 年 1 月 25 日 (水)	第 8 回 ふるさと創生本部会議	
平成 29 年 2 月 22 日 (水)	第 9 回 ふるさと創生本部会議	
平成 29 年 3 月 1 日 (水)	第 10 回 ふるさと創生本部会議	
平成 29 年 3 月 15 日 (水)	第 11 回 ふるさと創生本部会議	
平成 29 年 3 月 27 日 (水)	第 2 回 ふるさと創生会議	平成 28 年度地方創生関連交付金事業の進捗状況報告と平成 29 年度の主要事業について

		総合戦略の改定について 八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン (第2回変更)について
平成29年3月29日(水)	第12回 ふるさと創生本部会議	

平成29年度

開催日	会議名	内容
平成29年6月21日(水)	第1回 ふるさと創生本部会議	
平成29年7月12日(水)	第2回 ふるさと創生本部会議	
平成29年7月26日(水)	第3回 ふるさと創生本部会議	
平成29年8月10日(木)	第1回 ふるさと創生会議	委嘱 北杜市総合戦略に係る事業の平成28年度達成状況・実績及び平成29年度以降の取組について 地方創生加速化・推進交付金事業の進捗状況
平成29年12月13日(水)	第4回 ふるさと創生本部会議	
平成30年1月31日(水)	第5回 ふるさと創生本部会議	
平成30年2月14日(水)	第6回 ふるさと創生本部会議	
平成30年2月28日(水)	第7回 ふるさと創生本部会議	
平成30年3月14日(水)	第8回 ふるさと創生本部会議	
平成30年3月22日(水)	第9回 ふるさと創生本部会議	
平成30年3月26日(月)	第2回 ふるさと創生会議	平成29年度北杜市総合戦略に係る事業の進捗状況及び平成30年度北杜市総合戦略関連事業について 総合戦略の改定について 八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン (第3回変更)について

		北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱の一部改正について
平成 30 年 3 月 28 日(水)	第 10 回 ふるさと創生本部会議	

北杜市人口ビジョン

北杜市総合戦略

発行年月 平成 27 年 9 月策定、
平成 29 年 3 月第 1 回改定
平成 30 年 3 月第 2 回改定

発 行 北杜市 総務部 地域課
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
T E L : 0551-42-1323
F A X : 0551-42-1122